

◎議 事 日 程（第 4 号）

平成28年 6 月10日（金曜日）午前10時00分 開議

- 日程第 1 議案第34号 愛西市税条例等の一部改正について  
日程第 2 議案第35号 愛西市図書館の設置及び管理に関する条例の一部改正について  
日程第 3 議案第36号 愛西市プールの設置及び管理に関する条例の一部改正について  
日程第 4 議案第37号 愛西市国民健康保険税条例の一部改正について  
日程第 5 議案第38号 愛西市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について  
日程第 6 議案第39号 市道路線の認定について  
日程第 7 議案第40号 平成28年度愛西市一般会計補正予算（第 1 号）について  
日程第 8 議案第41号 平成28年度愛西市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について  
日程第 9 議案第42号 愛西市役所佐織支所整備工事契約の締結について  
日程第10 委員会付託について

◎本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

◎出 席 議 員（19名）

1 番	大 島 一 郎 君	2 番	吉 川 三 津 子 君
3 番	近 藤 武 君	4 番	神 田 康 史 君
6 番	高 松 幸 雄 君	7 番	山 岡 幹 雄 君
8 番	大 野 則 男 君	9 番	加 藤 敏 彦 君
10番	真 野 和 久 君	11番	河 合 克 平 君
12番	島 田 浩 君	13番	杉 村 義 仁 君
14番	鬼 頭 勝 治 君	15番	鷲 野 聰 明 君
16番	八 木 一 君	17番	石 崎 たか子 君
18番	堀 田 清 君	19番	大 島 功 君
20番	大 宮 吉 満 君		

◎欠 席 議 員（1名）

5 番 竹 村 仁 司 君

◎地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

市 長	日 永 貴 章 君	副 市 長	鈴 木 睦 君
教 育 長	加 藤 良 邦 君	会計管理者兼 会 計 室 長	村 津 友 章 君
総 務 部 長	佐 藤 信 男 君	企画政策部長	山 内 幸 夫 君

産業建設部長	恒川美広君	教育部長	石黒貞明君
市民協働部長	猪飼明君	上下水道部長	横井一夫君
消 防 長	足立信夫君	健康福祉部長兼 福祉事務所長	水谷辰也君
子育て支援 プロジェクト 担当部長兼 児童福祉課長	伊藤辰明君	生涯学習課長	牛田尚健君
都市計画課 課長補佐	浅野浩司君		

---

◎本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長	佐藤敏彦	議事課長	加納敏夫
書 記	服部芳樹	書 記	服部陽介

---

午前10時00分 開議

○議長（大島一郎君）

おはようございます。

本日は御苦労さまです。

御案内の定刻になりました。5番・竹村仁司議員は欠席届が出ております。定足数に達しておりますので、ただいまから継続会を開会いたします。

本日、追加議案が提出されましたため、開会前に議会運営委員会が開催されていますので、議会運営委員長より報告をいただきます。

○議会運営委員長（鬼頭勝治君）

議会運営委員会の報告をいたします。

本日、開会前に追加議案として議案第42号が提出されましたので、議会運営委員会を開催し御協議いただきました結果、本日御審議願うことに決定をいたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（大島一郎君）

ただいま議会運営委員長から報告がありました議案を追加いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第1・議案第34号（質疑）

○議長（大島一郎君）

日程第1・議案第34号：愛西市税条例等の一部改正についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

最初に、11番・河合克平議員、どうぞ。

○11番（河合克平君）

おはようございます。お願いします。

では、議案第34号の愛西市税条例等の一部改正について、質問させていただきます。

この税条例につきましても、法人住民税の引き下げや軽自動車税の環境割等の導入、またわがまち特例の追加等について、それぞれ変更がされた状況があるということと、また税の収納等についての扱いや医療費控除についての扱いが変わっているということが主な点として上げられると思いますが、まず法人住民税の引き下げによる税収入の影響について、1点お伺いします。

また、軽自動車税については、環境性能割ということで新しい税項目ができるということと、種別割ということで、新しい税項目が新たに2つ軽自動車税についてはできるわけですが、これについて一定環境性能によって税率が安くなる状況が見込まれ、提案をされております。それについての税収入の影響等についてお伺いをいたします。

続きまして3点目に、わがまち特例の追加ということで、わがまち特例が新たにさまざまな内容について追加をされておるところであります、これによる税収の影響について3点目に

お伺いをいたします。

また、滞納延滞金についての取り扱いについて、従来とは変えるということで提案がされる  
ところではありますが、延滞金の取り扱いについて従前とどのように違ってくるのかということ  
についてお伺いします。これが4点目です。

最後の5点目に、特定一般医薬品等の医療費控除についてということで、新たに特定医薬品  
等の医療費控除について、1万2,000円以上になった分が医療費控除ができるということで、  
新たに条例が追加されておりますが、これについては一般特定医薬品というのはどういうもの  
かということと、あと適用の年月日がどのような状況になるかということと、年金所得者につ  
いては申告の簡素化ということで、400万円未満の方については申告をしなくてもいいという  
ことになっているんですが、その簡素化との関係で市がどのように周知をしていくのかという  
ことについてお伺いをいたします。

以上、5点にわたってお伺いします。よろしくお願ひします。

#### ○総務部長（佐藤信男君）

それでは、順にお答えをさせていただきます。

まず法人住民税の引き下げによる影響はということでございますが、現行の法人市民税法人  
税割の税率を9.7%から6%に引き下げることによる影響額でございますが、約3,400万円の減  
額を見込んでおります。

続きまして、軽自動車税の環境性能割と種別割の変更によるという御質問に対してござい  
ますが、自動車取得税にかわり環境性能割が創設されることにより、交付金が4,220万円の減  
額を見込んでおります。また、軽自動車税を種別割へ名称変更するとともに、グリーン化特例  
措置が1年延長されることにより300万円の減額が見込まれます。

続きまして、わがまち特例の追加変更による影響はという御質問でございますが、わがまち  
特例制度に基づき、新たに7件追加された特例措置については、これまで地方税法で定められ  
ておりました特例措置を市が条例で定めることにかわるものですので、影響額としてはござい  
ません。

続きまして、延滞金の取り扱いについて従前と変更点はということで、改正前は市が職権で  
減額の更正をしたときまでさかのぼり延滞金の計算期間としておりましたが、この改正により  
増額の更正等をしたときから延滞金の計算期間とするものであります。

当市においては、現在までのところ、このような延滞金が生じたことはありませんので影響  
はほとんどないと、こういうように考えております。

続きまして、特定一般医薬品等購入の医療費控除、それから特定一般医薬品とは、あと適用  
年月と年金所得者の申告の関係に御答弁をさせていただきます。

健康維持増進及び疾病の予防への取り組みとして、健診等または予防接種を受けていること  
を要件として、本人の選択により医療費控除の適用にかえて本特例を受けることができるもの  
です。

特定一般医薬品とは、要指導医薬品及び第1類医薬品から第3類医薬品の一般用医薬品のう

ち、医療用から移行した成分が用いられる医薬品をいうものでございます。

適用年月日は、平成29年1月1日から平成33年12月31日までの間に対象医薬品を購入した費用を所得控除できるものであります。

また、平成24年度から公的年金等の収入金額が400万円以下で、かつ他の所得金額が20万円以下の場合は確定申告する必要がなくなり、簡素化が図られてきたところではありますが、これまでも医療費の控除の還付を受ける場合は確定申告をしていただく必要がございました。また、この改正に伴い、平成29年1月1日以降に購入した1年間の特定医薬品の合計額が1万2,000円を超える場合は、これまでの医療費控除にかえて所得控除をすることができます。以上でございます。

**○11番（河合克平君）**

ありがとうございます。

では、再質問をさせていただきます。

まず法人住民税の引き下げ、軽自動車税等による減収等が合計すると8,000万円ほどにマイナスがされます。収入がマイナス8,000万円されるということですが、地方交付税の交付団体ですので、地方交付税の交付団体ということであれば、基準財政収入額がどのような影響があって、それによって地方交付税がどのようになるのか。市の全体の財政にかかわるマイナス8,000万円の影響の金額についてお伺いをします。

また、医療費控除等については、29年の1月1日以降に購入した1万2,000円以上になった分のということですので、来年の29年1月1日からはその適用がされるわけですが、それによって、知らなければ領収書をとっておかないわけで、それについては市として独自にそういった方々に周知をする方法等について、何か考えていることがあればお伺いいたします。

以上、2点お願いします。

**○総務部長（佐藤信男君）**

まずは交付税の関係でというお話でございますが、わかる範囲内で御答弁をさせていただきます。

交付税の関係は、全体の中の差し引き等を行いました後、75%が交付税のほうに算定され、残りの25%が留保財源となると、こんなふうに考えております。

続きまして、周知の関係でございますが、現在のところ、国税庁や税務署の動向を注意しながら見ておるところでございますが、今後、広報とかホームページ、そういったものを活用して周知していきたいと、このように考えております。

**○11番（河合克平君）**

議長、答弁漏れ。市の全体の収入に対してどのような影響があるかということなので、地方交付税の75%が入って25%が留保財源になるのはわかるんですけど、それによって、この8,000万円が市の財政にどのような影響があるかということを質問したんですけど。わかる範囲。

**○総務部長（佐藤信男君）**

市のほうが減額が8,000万円ということになりますと、市のほうとしてもマイナスの面があるのかなど、このように考えております。

○議長（大島一郎君）

次に、2番・吉川三津子議員、どうぞ。

○2番（吉川三津子君）

河合議員と重複しているところがあるんですが、多岐にわたってこの改正が本当にわかりにくいなというふうに感じております。

先ほどは、河合議員のほうからは、市への影響という形で質問がありましたが、具体的に市民の生活がどう変わるのか、こういうことに気をつけていると税金を得するよとか、そういうのがあると思うんですけども、市民の生活への影響の視点で御説明をいただきたいと思いません。

○総務部長（佐藤信男君）

市民への大きな影響をするものというようなことでございますが、まず市民税個人分が、平成30年からでございますが、仮算定の部分がございまして、約1,950万円の減少を見込んでおります。

また、平成29年度の一般会計の目線から見ますと、市民税法人分が約3,400万円の減少と見込んでおります。また、軽自動車税が種別割に名称変更され、約300万円の減少を見込んでおります。また、市たばこ税が約2万円の増加を見込んでおります。あと自動車取得税交付金にかわり、環境性能割の交付金として4,220万円の減少を見込んでおります。

あと法人事業税交付金が創設されることにより、1億1,700万円の増加を見込んでおります。

次に、市民生活に直接影響を与える部分として、市の軽自動車税については燃費性能等がすぐれた軽自動車の税率を軽減するグリーン化特例が1年延長になります。また、これまでの軽自動車税という名称が種別割に変更となり、新税目として環境性能割が加算されます。この環境性能割は、これまで県が賦課していた自動車取得税にかわるもので、消費税率を引き上げるにかわり、新車、中古車を問わず、自動車及び軽自動車の取得時に燃費基準達成度に応じて、非課税、1.0%、2%の税率を取得価格に乗じて課せられます。

次に、市民税個人分に係る医療費控除の改正についてでございますが、この改正につきまして、健診等または予防接種を受けている市民が、所得税の確定申告時において、本人の選択により、これまでの医療費控除にかえて、特定一般医薬品を対象とした本特例による所得控除を受けることができるものです。

特定一般医薬品とは、要指導医薬品及び第1類医薬品から第3類医薬品の一般用医薬品のうち、医療用から移行した成分が用いられる医薬品をいうものでございます。この医薬品の購入費用が1年間に1万2,000円を超えた場合は、8万8,000円を限度として所得控除ができるものです。適用年月日は平成29年1月1日から平成33年12月31日までとなっておりますので、平成30年2月の確定申告から適用されることになり、平成30年度の一般会計歳入予算から影響を受けるものでございます。以上です。

○2番（吉川三津子君）

影響額について、河合議員のほうの答弁と今、私のほうへの答弁あわせるとちょっとまだよくわからなくて、全体としてこの法改正で市の増減というのは幾らになるのか、ちょっとそちらのほう、どう予測しているのか、1点お伺いをしたいということ。

それから、先ほどから薬のこととか環境に優しい車のことをお話があったわけなんですけれども、市民にとっては、どういう薬がそれに該当するのか、どんな車が該当するのか、全く法律が改正になっても市民にはわからないんですけれども、そういったものは国とか県とか、どのような説明がされているのか。いつごろそういったものが固まって、市民に広報ができるのか、その点についてお伺いをしたいと思います。

それからもう1点、消費税については10%が見送りになるような感じでございますけれども、そういった場合、この法改正というのは一体どうなっていくのか、その点についてもお伺いをしたいと思います。

○総務部長（佐藤信男君）

まず全体の影響額はということでございますが、済みません、ちょっとまだ把握をしておりませんので、また後ほど調べて御報告したいと思いますのでよろしく願いいたします。

続きまして、自動車の関係の具体的にどういったものかということでございますが、軽自動車のほうはまだちょっと不明な部分がございます、明らかにわかっている愛知県の担当者の説明会において配られた資料によりますと、まず非課税の対象車として、トヨタのプリウスとか日産のリーフ、ホンダのフィット・ハイブリッド、マツダのデミオ・グリーンディーゼル、それから三菱のアウトランダー・プラグインハイブリッド、そういったものが具体的に表示されております。

それから、医薬品の関係でございますが、国のほうから示されているものに関しましては、例えば具体的にコンタック鼻炎ZとかエパデールT、ルミフェンなど、またガスター10とかアレグラFX、ロキソニンとか、そういったものが具体的には出ているんですけれども、まだ具体的に国や県のほうからこういったものかというような一覧といえますか、そういったものはまだ示されておきませんので、今後、そういった動向を見ながら周知のほうは進めていきたいと、こういうように考えております。

それから消費税の導入ということで、消費税が延期されたらというお話でございますが、とりあえず今回上程させていただいたのは、大前提として消費税が引き上げという前提での改正になっておりますので、施行関係につきましては、また改めて再度議会のほうで御協議していただくような形になるかと思っております。以上です。

○議長（大島一郎君）

他に質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第2・議案第35号（質疑）

○議長（大島一郎君）

日程第2・議案第35号：愛西市図書館の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題として、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

最初に、3番・近藤武議員、どうぞ。

○3番（近藤 武君）

それでは、議案第35号：愛西市図書館の設置及び管理に関する条例の一部改正について御質問させていただきます。

今までの各議員の一般質問の折にも説明があった部分と重複するところがあるかもしれませんが、現状把握をきちんとするために、まず4点ほど質問させていただきたいと思います。

1つ目といたしまして、現在の運営状況と管理体制について、2つ目に、管理上の必要な資格の有無、3つ目といたしまして、図書館職員の採用状況と業務内容について、4つ目といたしまして、現在の課題について、それぞれ御答弁よろしくお願いたします。

○教育部長（石黒貞明君）

それでは、御答弁申し上げます。

私のほうからは、現在の運営状況、管理体制ということで、中央図書館につきましては館長1名、職員が4名、用務員が1名で、市職員が合計6名でございます。そのほかに6名の臨時職員が2名から3名出勤できるよう交代で行っております。

作業内容につきましては、カウンターにつきましては2名から3名、図書館内の資料の整理ほか事務室で資料整理、経理、施設管理、庶務を行っております。

市職員のうち2名が司書資格を有しておまして、1名が司書補でございます。

佐織図書館につきましては、3名の臨時職員が2名出勤できるよう交代で行っており、佐織公民館の職員でございますが、司書資格を持っている職員が1名お見えになりますので、兼務で図書館担当となっております。

立田図書館につきましては、立田体育館の指定管理者が貸し出し、返却等を行っておりますが、そのほかの作業、図書の入れかえや蔵書点検、清掃につきましては、中央図書館の職員が行っております。

管理上必要な資格はということでございます。図書館法第13条には、公立図書館に館長並びに当該図書館を設置する地方公共団体の教育委員会が必要と認める専門的職員、事務職員及び技術職員を置くとあります。

図書館の専門職員としまして、司書、司書補があります。また、図書館では複写のサービスを行っておりますが、これを行うには著作権法の施行令でございますけれども、それに基づきまして、図書館法の第4条第1項の司書またはこれに相当する職員として文科省令で定める職員が置かれているものとありますので、コピーのサービスにつきましては図書館司書の資格を有する者が管理上必要となってくるということでございます。

次に、現在の課題につきましては、読書離れを含め減少している利用者をいかにふやすということが課題ではないかと思っております。私からは以上でございます。

#### ○企画政策部長（山内幸夫君）

私からは、図書館職員の採用状況についてお答えをさせていただきます。

合併前の旧町村時におきましても、合併後の愛西市になってからでも、図書館職員として職員の採用はしておりません。一般行政職として、募集、採用をしております。以上でございます。

#### ○3番（近藤 武君）

それぞれありがとうございました。

図書館の指定管理制度導入については、貸し本屋ではなく、知る自由の権利を持つ市民に資料や書籍を提供する基本的人権にかかわる重要な施設であります。制度導入に対し、疑問視される部分も出てきております。

また、近年、愛西市の図書館利用者が減少していることも事実であり、どのようにこれからの課題を解決していくことも含めて必要であると思われませんが、課題の解決策と今回の条例改正によって何が変わるのか、影響があるのか、また管理上の必要の資格のところ、先ほど御答弁していただきましたが、今までの館長さんに当たる方ですが、市の職員の方がされていると思いますが、資格の有無を含めて現在までどのような状況だったのか、お伺いいたします。

#### ○教育部長（石黒貞明君）

課題の解決策でございますけれども、読書離れや情報メディアなどによりなかなか増加が見込まれない中、指定管理者制度を導入する自治体がふえておるのも現状だと思っております。

指定管理者制度という民間に蓄積されたノウハウやサービス精神、経費節減、縮減ですね。これらの方策を生かすことで、経費をふやすことなく利用者をふやすことができると考えております。

今回の条例改正に伴いまして、これまで市直営で図書館を管理運営していたものを、地方自治法の第244条の2第3項の規定によりまして、法人その他の団体であっても地方公共団体が指定する者に施設の管理を行わせることができるようになります。

指定管理者制度により、現在の中央図書館の開館日数や開館時間の増加が考えられます。また、指定管理者が提案する自主事業などにより、市民のニーズに沿った今までにない図書館サービスができるのではないかと考えております。

それと、現状でございますけれども、館長につきましては一般職で司書の資格を持っておりません。総括で図書館全体の管理を行っているということでもあります。あと窓口業務とか相談サービス、資料管理につきましては、司書及び司書補の資格を持った職員が当たっております。

今後、条例をお認めいただいて指定管理者制度を導入ということになると、先ほども申し上げましたとおり、今まで以上のサービスが提供できるのではないかと考えております。以上です。

#### ○議長（大島一郎君）

次に、10番・真野和久議員、どうぞ。

○10番（真野和久君）

それでは、質問をさせていただきます。

前回、一般質問でも具体的に聞いたわけではありますが、今回、こういう形で条例案として提案がされてまいりました。当然、これによって今後の具体的な指定管理も含めた検討に入っていくと思うんですけども、そのスケジュールはどうなっているか、どういうふう考えているかについて、まずお尋ねをしたいと思います。

それから2点目として、前回の一般質問の中でも具体的にどんな形で管理をしてもらうのかという話も尋ねたわけですが、今までと余り変わりませんと。あと先ほども言われたように、いわゆる開館時間などをふやすというような話になっていましたが、その点が愛西市の図書館という基本的な考え方から、どのようにやってもらうのかということについてお尋ねをしたいと思います。これは吉川議員の質問の中にもありましたが、いわゆる普通に指定管理をしてもらったところでなかなかふえないというのが現実であります、入館者に関しては。

例えば、一方で、一般的なこれまでどおりのことをやってもらう、いわゆる読書サービスについてやってもらうということで指定管理をしているところもあれば、もう一方で、例えば身近なところでいうと津島市などのように、むしろ研究とか資料収集とか、そうしたところに力を入れているようなところもあります、指定管理で。だから、そういう点も含めて、愛西市としての図書館像というのをどういうふう持っていて、そういう中でどういう形で管理をしてもらうのかというようなことをお尋ねしたいと思います。

それから、3点目としては、この前の吉川議員の一般質問の中でもありましたが、指定管理のメリットについてはいろいろとお話がありましたけれども、今回、指定管理をするに当たっての課題あるいは問題ということについて、もう一度確認をしたいと思いますので、その点についての答弁をお願いします。

○教育部長（石黒貞明君）

指定管理のスケジュールでございます。

スケジュールにつきましては、6月末の教育委員会で図書館の規則の一部改正をお願いしたいと考えております。その後、指定管理者の選定委員会の設置要綱もあわせて制定し、選定委員を決定したいと考えております。その後に公募手続に入りまして、指定管理者の選定委員会にて第1次審査で書類選考を行います。そして、第2次審査においてプレゼンテーション及びヒアリング審査を予定しております。指定管理者候補者の選定の結果、議会へ指定管理者の指定議案を上程したいというふうに考えております。

それと、どのような市の図書館の運営方針に照らして管理をしてもらうのかということでございますけれども、これにつきましては、今後募集要項、仕様書をつくっていきますので、その中で愛西市の図書館の運営に適した仕様書にすべきではないかと考えております。

それと、指定管理の問題はないかとのことでございますけれども、今後、注意していかなければいけない点といたしまして3点上げさせていただきます。

司書の専門性、事業の継続性、蓄積というのがまず1点目でございます。

2点目に、自治体における図書館の仕事に関するノウハウの継承ではないかと考えております。

3点目に、経費の削減で賃金等労働条件の安定性の確保が問題ではないかと考えております。以上でございます。

#### ○10番（真野和久君）

今、スケジュールについては流れは伺ったんですけれども、いわゆる時期的な問題はどうかというふうになっているかについてお尋ねをしたいと思います。

それから、仕様書を今後つくるといいますが、そもそも指定管理をやっているということになっても、当然その中で課題があるわけで、仕様書というより具体的にどういう図書館にしていくかについては既に検討されているはずだというふうに思うんですね。それが無いのに指定管理というのはちょっとおかしいですから、そこはどうなっているのかについて、2点目としてお尋ねします。

それから、先ほどの課題としての話については、以前掲げていただいたとおり専門性や事業や資料の継続性、ノウハウの問題、また当然指定管理という話になれば、経費がかからないということは賃金が労働賃金を含めてその部分で大きな削減という問題になってきますので、そういう中での専門職員の雇用の継続性とか、そうしたものが大きく問題になってくるわけです。

そういった観点というのは、本当に図書館、市の文化あるいは歴史的な財産でありますね。これは歴史資料だけではなくて、今ある本も当然そうであります。そうしたものをしっかりと管理して、市民に利用をしていただいていることをやっていく図書館、まさに図書館の責務において本当に指定管理というものが適しているのかどうかというのは大きな問題であると思うんですね。そういう点については、今どういうふうに考えているのかについてお尋ねをします。

#### ○教育部長（石黒貞明君）

まず時期的な問題はということでございますけれども、実際には7月下旬ごろ第1回の選定委員会を今の現状では行いたいと考えております。そして、9月には先ほど申し上げた第1次審査と、それに基づきます第2次審査を行っていきたいというふうに考えております。

それと仕様書の関係ですけれども、検討しておるかということでございますけれども、素案は持っております。今現在、作成中でございますので事細かく申し上げることはできませんので、その点よろしくお願いをいたします。

あと専門性の問題なんですけれども、賃金の問題も今真野議員から言われましたけれども、この賃金というのは基本的には基準管理費用の中に適切な人件費を計上するというのも必要ではないかというふうに思っております。そして、関係法令の遵守や経理基盤のしっかりした受託者を選定することで、適正な雇用関係ができるのではないかと考えております。以上です。

#### ○10番（真野和久君）

答弁漏れ。図書館資料とか含めて、文化事業としての中で市が責任を持って市民にサービス

の提供をしていくというような観点から含めて本当に適正なのかについて、指定管理が。

○教育部長（石黒貞明君）

適正かどうかということでありますけれども、それはきちっと仕様書の中でうたわせていただきますので、市といたしましてもきちっと管理はさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

○議長（大島一郎君）

それでは次に、2番・吉川三津子議員、どうぞ。

○2番（吉川三津子君）

議案第35号の図書館の指定管理の条例に関する事で、お伺いをしたいと思います。

これは一般質問でもお伺いして、今までの3審議会とか協議会等の議事録も見させていただいたんですけれども、きょう改めて目的が図書館離れということの1点に答弁がなってきております。今まで、コストのことも含めて指定管理の必要性ということが市側から言われてきたわけですが、その点少し方向性が変わったのかなというふうに先ほどの答弁から感じているわけですが、具体的に、1点目として指定管理をしている図書館について、どの程度お調べになったかということなんですが、愛西市では、一般質問の中でも申し上げましたが、複合施設でもなく商業ビルに入っているわけでもなく、単体の図書館であります。

そうした中で、利用者がふえようとも収益がふえるような、そんな形の指定管理は望めないわけです。そうした中で、津島市についてもNPOに委託をして資料等の充実は図られました。この図書館離れという部分については、そこは津島市も新聞報道であったように達成ができておりません。

そうした中で、愛西市としてこういった単体の図書館で指定管理を導入し成果を上げている自治体の事例について、どのようにお調べになって、どういうところがあるのか、どんな手法で成果を上げているのか、その点について御答弁をお願いしたいと思います。

それから、コストダウンのことがこの3審議会等で言われ、説明されております。

先ほどから、答弁の中ではやはり今国で問題になっている同一労働・同一賃金の視点が必要だということにやっとお気づきいただけたんだなあとというふうに思っておりますが、こうした中で人件費の積算が、参考にしてているのが、一般質問でも申し上げたように親水公園の職員の貸し館的な指定管理者の人件費を比較したりしていらっしゃるということがわかったわけですが、このコストダウンの削減効果、どの程度期待をされているのか、その点についてお伺いをしたいと思います。

それから3点目に、先ほどから人材のことが課題だということを言われました。まさに図書館というのは地域の文化、蓄積、継承の場所です。

そこで、図書館が指定管理で多分5年が今愛西市の場合マックスだと思いますが、そうした中でこの貴重な地域の文化の継承、資料の重要性の継承、そういったものがどうされていくのか。口では簡単です。言うだけなら簡単です。それが実際に継承されるというのは、働く人がかわった場合、それは全く私は期待ができないと考えておりますが、その辺について大丈夫だ

という根拠について、その点についてお伺いをしたいと思います。

それから4点目にお聞きしたいのは、指定管理者制度と委託の違いをどう考えていらっしゃるのか、その点についてお伺いをしたいと思います。

それから5点目、一宮とか稲沢のほうで窓口だけ委託をする方法がされているということも委員会等の審議会等の中で言われているわけですが、指定管理、そして直営、窓口委託、一部委託ですね。そういったものを比較されて、その3つのメリット・デメリットをどう評価されたのか、説明をいただきたいと思います。以上、5点です。

#### ○教育部長（石黒貞明君）

まず1点目ですけれども、指定管理者制度をどう調べたかということでもありますけれども、これは後々の答弁とも一緒になりますけれども、近隣市町の指定管理をやってみるところですね。そういったところを電話等で確認させていただいた、調べさせていただいたということでもあります。特にこの地域では、あま市、津島市ですね。そういったようなところをメインにお聞きさせていただいております。

あと図書館離れということを言われましたけれども、津島の話が出ましたけれども、津島市、実際は登録されてみえる方はふえておるそうです。ただ貸し出しの点数が減っているというのは現状であろうと聞いております。

そんな中で、どんな手法で成果を上げておるかということもございますけれども、それぞれの指定管理者によっていろいろ事業内容が違いますので、それぞれ評価されると思います。私も先進地を見させていただいて、業務仕様書の中でよりよいサービスを提供していただけるようにつくっていききたいというふうに考えております。

それと人件費の比較でございますけれども、人件費につきましては他市町の指定管理を行ってみるところの賃金も参考にさせていただいたのも事実でございます。それと、例えば児童館とかの指定管理の賃金も参考としてさせていただいております。

あとコストダウンの話が出ました。どのぐらいの金額がコストダウンできるかというような御質問でございますけれども、現状きちっとした算定をしておりますけれども、約1,000万から1,500万は削減できるのではないかとこの時点では考えております。

それと資料の重要性ということで、継承されるかということもございますけれども、当然、議員も申されたとおり指定管理につきましては3年から5年の期間で契約を結ぶこととなります。その中で、当然受けていただく方が変わる可能性もございますので、それは仕様書の中で今後引き継ぎをきちっと行うようにということで、それは明示させていただいて、そういったことも継承できるようにしていきたいというふうに考えております。

それと指定管理と委託との違いということでございますけれども、委託の場合につきましては、仕様の範囲内で市の業務を行います。指定管理につきましては、市から委ねられました業務を市にかかわって行い、加えて仕様書で認められた範囲内で自主事業が展開できるのではないかとこのように考えております。

指定管理の窓口等の比較のメリットということでもありますけれども、先ほど近藤議員のここ

ろでも少し御答弁させていただいたわけですが、現状、現在の図書館の職員は一般職で採用されております。専門職ではございません。

それで、今後指定管理ということになれば、経験豊富な資格を持った職員の方が携わっていただけるというふうに考えておりますので、何回でも申し上げますとおり、今以上のサービスが提供できると考えております。以上です。

## ○2番（吉川三津子君）

できるんじゃないかなということ、バラ色の世界を描いて想像の世界にいらっしゃるということなんですが、順次、御答弁に対して再質問をさせていただきたいと思います。

先ほど私がお聞きしたのは、愛西市と同様の単体の施設でメリットを上げている指定管理者について調べましたかというお話をさせていただいた。そうしたら、あま市と津島市とおっしゃった。あま市は文化会館があり、複合施設なんですよ。そうじゃないんですよ。津島市については、申しわけないですけども、成果は文化の資料の蓄積については成果が上がっていますが、利用という部分では成果が上がっていない。

ということは、愛西市と同様の施設において、成果の上がっている指定管理者についてたどり着いていないということではないか、その点、1点をお伺いしたいと思います。

それから、先ほど津島市について、登録者はふえているが利用者は減っているというお話がありました。愛西市においても、登録者はふえているんです。利用は減っています。同じじゃないですか。その点について、先ほどの答弁に対してもう一度御答弁いただきたいと思います。

それから、あと人件費について、ほかの市町、多分また電話なんだろうと思いますが、お調べになったと。それからあと児童館の指定管理者についても調べたということですが、今この児童館の人件費は、愛西市は余りにもひどいです。ですから、今、児童クラブの指導員も確保できていないんです。名古屋市等は国の補助以上に保育士確保にお金を費やし、人件費はもっと高いんです。

そういった状況の児童館の、本当に女性だからこれぐらいでいいだろうというような試算がされているとしか思えないわけですが、そういった人件費を参考にしているのはいかなものか。適正な人件費調査と言えるのか、その辺について見解を求めたいと思います。具体的に他の市町村の人件費を調べたとおっしゃるのであれば、その市町村の名前も教えていただきたいと思います。

それから、先ほど1,000万から1,500万の削減があるだろうと。じゃあ、この中身はどんなもので削減がされると予測されているのか。この人数を確保した上での削減なのか、具体的に削減の中身についてお伺いをしたいと思います。

それから次に、人材、文化の継承についてですが、仕様書でもって継承されるのであれば、今まで図書館の職員、人事異動なり何なり簡単にされたと思います。しかし、図書館運営には、かなりのその図書館に合ったノウハウが必要であり、何が大切で何が不要なのか、どんな市民がニーズを求めているのか、仕様書に書いて済むような話ではないのではないかと思います。

私先ほど真野議員への答弁を聞いて驚いたのは、仕様書の中でこれからの図書館像をつく

っていく。今まで図書館像がなかったから行き詰まっているのではないかというふうに考えるわけで、一体愛西市の図書館の役割をどう考えていらっしゃるのか、もう一度愛西市の図書館像って一体何なのか。仕様書で記すとおっしゃいましたけれども、なかなかそれはそんなわけにはいかないのが図書館であろうというふうに思っておりますので、もう一度その辺について市の図書館像、そしてこの文化の継承についてどう考えるのか、お聞きをしたいと思います。

それから次に、指定管理と委託の違いについて、余りにも私は答弁にショックを受けたわけなんです。

指定管理というのは、管理代行という形で行政処分的一部分を担うわけなんです。市と同じように、いろいろ判断する権限を指定管理者というのは持つわけなんです。その中で普通の委託とは全く違って、仕様書でもってやるとか契約でもってやるとか、そのレベルのものではありません。だから、条例で定めたことに準じて運営を行う。だから、融通がきくから民の力が発揮されるんです。余り融通がきき過ぎて困るものについては、指定管理はふさわしくないわけなんです。ですから、先ほど近藤議員からも基本的人権の話がありました。余り融通のきいた基本的人権は困るわけです。

そういった部分で、指定管理者制度と委託の違い、どんな認識を持たれているのか、もう一度確認をさせていただきたいと思います。

#### ○教育部長（石黒貞明君）

済みません、ちょっと答弁漏れがあるかもわかりませんが、何点か言われましたので。

まず指定管理者制度の関係で、実際にたどり着いていないのではないかというような御質問だと思いますけれども、私どもやはりこういった提案をさせていただく前に近隣市町、もちろん津島市もそうですけれども、今現在指定管理を行ってみえます江南市さんとか清須市さん、そういったようなところについては、インターネット等ありますので確認はさせていただいて、中身は承知しております。

あと登録がふえているかどうかということでございますけれども、登録は先ほど申し上げたとおりふえておると。貸出点数が減っておるということでありますけれども、実際に来館される方が少ないのではないかというふうに私は感じております。

そういったところで、企画ですね。自主企画等もやっていただいて、図書館のほうへ来ていただく機会をふやす、そんな手法というか考え方も必要ではないかというふうに考えております。

あと人件費の関係でございますけれども、児童館云々ということが言われましたけれども、実際電話で津島市さんの指定管理の金額もお聞きしておりますので、それと1,000万から1,500万の削減ということでございます。これについては、現在の職員の数で算定したものでございます。

あと人材とか文化が継承されるかというようなことでございますけれども、もちろん人材につきましては、今の現状では一般職として採用された職員でございまして、順番ローテーションがございまして、実際、市直営で司書を育てるということになりますとかなり厳しいと

ということがございます。そこで、指定管理者制度を利用させていただいて、専門性を持った職員の方を配置していただいて、今以上の図書館にしたいというのが考えでございます。

そして、文化等が継承されるかということでございますけれども、当然市としてはモニタリングとか実績評価もやらせていただきます。特に実績評価につきましては、事業報告書を毎月、そして四半期ごと、年間ということを出していただく予定もしておりますし、外部委員会についても今の段階で設けたいというような考えも持っておりますので、そういったところでチェックができると考えておりますし、生涯学習課でも随時チェックというか継承はしていきたいというふうに考えております。

今までの図書館の目標ということでございますけれども、現在、図書館につきましては基本目標を持っております。その基本目標でございますけれども、6点ございまして、市民が親しみやすく気軽に利用できる図書館であること、市民の身近な読書、生活に役立つ図書館であること、市民の生涯学習に資する図書館であること、地域性に根差し地域文化の発展に寄与する図書館であること、5点目に、国際化、情報化社会に対応する市民の情報センターとしての図書館であること、6点目としまして、子ども読書活動推進を促進し、環境整備の充実を図ることを目標として掲げております。

あと指定管理者制度と委託の違いでございますけれども、先ほども申し上げたとおりでございますけれども、指定管理者制度については建物と職員全体を管理していただくということで、業務委託につきましては、例えば窓口業務という部分的なもの、そういったところが違いだというふうに思っております。以上です。

#### ○市長（日永貴章君）

それでは、私から若干補足して答弁をさせていただきます。

今回の図書館の設置及び管理に関する条例の一部改正につきましては、まずはできる規定でございますので、最終的に指定管理者に移行するかどうかは選定作業を進めさせていただいて、当然、その応募した業者なり事業所が適正であると我々として判断しなければ今までどおり直営で進めなければならないというふうに考えております。

先ほど、吉川議員もおっしゃられましたけれども、我々としても当然今までずっと旧佐屋町時代から、今愛西市になっても同じような図書館管理をしてきたのではないかなあというふうに思っております。私も市長になってから何度か図書館を訪ねて、どうやって管理をしているのかとか、あといろいろなイベント等がある場合に、どういった来庁者の方々が見えて、どういったことをやっているのかということも確認してまいりましたけれども、やはり今まで愛西市が蓄積した歴史やいい書物がございますけれども、なかなかそういったものを市民の皆様方に触れていただける機会の提供というものの部分については大変弱い部分があったのではないかなあというふうに思っております。また逆に、近隣の方々に御協力をいただいた教室等は、いい部分ではないかなあというふうには考えております。

そうした弱い部分を強化するということを、私といたしましても担当に話をして、そういった部分について一生懸命頑張って尽力をしてほしいとか、いろいろなことを申し上げてきまし

たけれども、なかなか今の管理状況では難しい部分もあります。市全体といたしましても、必要な人材確保についてもやはり厳しい部分はございます。

しかしながら、我々といたしましては、市の図書館として大変重要な施設だという認識を持って、今後も取り組んでいかなければならないというふうには考えておりますので、今後、少しでもよくなるように努力をしていきたいと考えておりますので、御理解いただきたいというふうに思います。

**○2番（吉川三津子君）**

議長、2点、答弁漏れがありますので。

1点目は、愛西市と同様の単体の施設で成果を上げている指定管理について、どこか調べたのかというところの答弁が1点漏れているのと、それから1,000万から1,500万の削減だという答弁があったんですが、その中身について、先ほど市の職員同等でということだけしかおっしゃらなくて、この1,000万から1,500万削減の内訳、どういったものでこれだけの減額になるのかというところの内訳についての説明が漏れています。

**○教育部長（石黒貞明君）**

単体の指定管理者をやってみるところの成果ということでございますけれども、津島市でございます。

あと内訳ということでございますけれども、あくまでも概算で出ささせていただいた人数でございますので、先ほど近藤議員のところでも御答弁申し上げたとおり、館長1名、職員4名ということで、あとそのほかに臨職が6名ということで、それを基準に出ささせていただいておりますので、概算でございますけれどもよろしく願いいたします。

**○2番（吉川三津子君）**

ということは、人件費のみでということでの御答弁でしょうか。人件費のみで1,000万から1,500万という御答弁ですか。内訳のほうを聞いております。

**○生涯学習課長（牛田尚健君）**

今、人件費のみか、それとも含んでという御質問だと思いますけれども、人件費も含めて総額でというお話で概算、積算しております。以上です。

**○2番（吉川三津子君）**

内訳を聞いておりますので。

**○生涯学習課長（牛田尚健君）**

細かい内訳につきましては、今のところ概算ということでお話ししております。よろしく願いいたします。以上です。

**○議長（大島一郎君）**

次に、6番・高松幸雄議員、どうぞ。

**○6番（高松幸雄君）**

それでは、議案第35号：愛西市図書館の設置及び管理に関する条例の一部改正について、今まで何点か同じようなことが出ていまして、重複する点がありますけれども、再度確認のため

4点質問をいたします。

まず1点目ですけれども、吉川議員が一般質問でされていましたが、図書館の位置づけと役割についてを1点お尋ねいたします。

次に、条例の一部改正が本当に必要なのかどうかということ、それから3点目、市の児童館初めスポーツ施設など多くの公共施設で指定管理制度が導入されているんですけれども、図書館の指定管理導入について、先ほど真野議員からも質問がありましたけど、再度、問題点がないかどうかの再確認をさせていただきたいと思います。

4点目、近隣市町村の図書館の管理運営状況はどうか、以上についてお尋ねいたします。

#### ○教育部長（石黒貞明君）

まず1点目でございます。図書館の位置づけと役割についての御質問でございます。

図書館は生涯学習施設の一つとして位置づけられております。その役割は、教養、文化、調査・研究及びレクリエーション等に資するため、資料と施設を市民に提供していくものであること、また愛西市の郷土、歴史に関する資料など、愛西市に関する資料、記録等を収集、整理及び保存を行う施設であるということでございます。

そして、条例の一部改正が必要なのかということでございます。

今回の条例の一部改正につきましては、指定管理者制度の導入を可能にするための改正であります。指定管理者制度を導入してはどうかという意見は、図書館に対して以前からもございました。その後、指定管理者制度を導入する図書館も徐々に現状ふえております。いち早く導入されました津島市、江南市、あま市、知多市など、運営状況を参考にしたりとか、名古屋市も志段味図書館で導入されており、愛西市でも検討してもよいのではないかとこのように考えました。

次に、指定管理者制度に対する問題はないかという御質問でございます。

先ほどの近藤議員と重複いたしますが、今後、注意していかなくてはならない点ということで、司書の専門性、資料の形成、事業の継続性、蓄積ではないかということと、あと図書館の仕事に関するノウハウの継承が問題ではないかということと、労働の安定性を欠くのではないかとこのようにことが問題ではないかというふうに考えております。

あと近隣の図書館の管理運営状況ということでございます。

これにつきましては、近隣につきましては指定管理者制度を導入しているのは、海部地区ではあま市さん、津島市さんで、尾張地区につきましては大府市さん、清須市さん、江南市さん、知多市さん、常滑市さん、武豊町さん、東郷町さんでございます。そして、カウンターのみ業務委託でございますけれども、そういったことを委託してみえるのは一宮市さん、稲沢市さん、小牧市さん、瀬戸市さん、東海市さん、日進市さん、大口町さんでございます。その他の市町村につきましては、直営でございます。以上でございます。

#### ○6番（高松幸雄君）

よくわかりました。

では再質問、3点だけさせていただきます。

今、指定管理者制度を導入した場合の図書館の位置づけと役割は、指定管理になった場合は変わるのかどうかという点、それから2点目が、中央図書館、立田図書館、佐織図書館の全ての図書館で指定管理者制度を導入するのかどうかという点、3点目が、市は指定管理者について、どのような事業者が望ましいと考えているのかどうかについて、お尋ねいたします。

**○教育部長（石黒貞明君）**

指定管理者制度を導入した場合の御質問でございますけれども、図書館の位置づけと役割につきましては変わりはございません。

次に、中央図書館、立田図書館、佐織図書館、全ての図書館で導入するのかということでございますけれども、現在検討させていただいておりますのは中央図書館の管理運営のみでございます。佐織図書館、立田図書館につきましては、当面は市の管理の予定でございます。

あと1点、指定管理者にはどのような事業者が望ましいということでございますけれども、まず愛西市の図書館運営の基本方針をよく理解していただいておりますということではないかと思っております。事業者の経営基盤や管理体制がしっかりしていること、図書館運営の実績があること、新しい発想の提案があること、経費節減の工夫のある事業者が望ましいのではないかと考えております。以上です。

**○議長（大島一郎君）**

他に質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

それでは、ここで暫時休憩とします。再開を11時20分からといたします。

午前11時09分 休憩

午前11時20分 再開

**○議長（大島一郎君）**

それでは、休憩を解きまして、会議を再開いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

**◎日程第3・議案第36号（質疑）**

**○議長（大島一郎君）**

日程第3・議案第36号：愛西市プールの設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題として、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

9番・加藤敏彦議員、どうぞ。

**○9番（加藤敏彦君）**

議案第36号：愛西市プールの設置及び管理に関する条例の一部改正について、質問いたします。

1つは、緑苑プールの廃止ということが提案されておりますが、この緑苑プールは今更地になっておりますが、今後の計画について確認をさせていただきたいと思っております。

それから、佐屋プールについても同じく利用できない状態ではありますが、佐屋プールだけは残すということですが、今後どうするのかについてお尋ねをいたします。

○教育部長（石黒貞明君）

緑苑プールの跡地の計画はということでございますけれども、愛知県の企業庁尾張水道事務所が所管をしております、海部広域調整池、池でございますけれども、この建設を進めておるのが現状でございます。既に、既存プールは取り壊しされているのが状況となっております。

それと、佐屋プールの関係でございます。これにつきましては、防犯上の観点からも、取り壊しについて検討してまいりたいと考えております。以上です。

○9番（加藤敏彦君）

緑苑プールの跡地は広域調整池、池ですか。以前、防災用の水道用のタンクを設置するような話も聞いたことがあるんですけど、ちょっとその点は確認させていただきたいと思います。

それから、佐屋プールについては今後撤去の方向での検討ということですが、撤去になりますと、プールの代替として昨年度は佐屋西プールが、プールとして学校プールの開放を行われましたけれども、学校のプール、南の地域にも、また緑苑プールは北の地域ですけれども、この地域での学校プールの開放ということも含めて検討していくのかどうか、お尋ねをいたします。

○教育部長（石黒貞明君）

海部広域調整池ということで、池と書いて「ち」と読みます。

それで、議員が言われたとおり、有効容量9,200立米のタンクを建設するということになっております。

あと学校プールの開放の件でございますけれども、まずは佐屋小学校の学校プールの開放をやらせていただいて、その後のことは内部でまた検討していきたいというふうに考えております。

○議長（大島一郎君）

他に質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第4・議案第37号（質疑）

○議長（大島一郎君）

日程第4・議案第37号：愛西市国民健康保険税条例の一部改正についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可します。

11番・河合克平議員、どうぞ。

○11番（河合克平君）

では、議案第37号の愛西市国民健康保険税条例の一部改正について、質問させていただきます。

す。

毎年、この時期に一部条例の改正ということで提案されるわけで、最高額や法定減額の状況が変更になるということが昨年もあったんですが、それに伴い、同じような内容になりますが、質問させていただきます。

まず第1点に、最高額が変更になりますが、最高額になる世帯の年収は幾らになりますでしょうか。

第2に、今回の最高額の値上げによる増収分と、2割、5割の法定減額の対象拡大によって特別会計の減収は幾らになるか、お伺いをいたします。

続いて、2割の世帯と5割の世帯と7割の世帯とありますが、2割、5割の世帯については何件から何件にふえるのか。7割の世帯については今現状何件あるのか。また、全体の世帯がわかればあわせて教えてください。それが3点目ですね。

4点目に、国保税の減額の対象世帯というのが、世帯の枠が広がります。27年、昨年と比べて2割、5割の世帯の数が変わると思いますけれども、それぞれの所得に応じて税額の割合がどの程度になるのかについてお伺いをします。

以上、4点お願いします。

#### ○健康福祉部長兼福祉事務所長（水谷辰也君）

それでは、4点についてお答えをさせていただきます。

まず限度額の最高額になる世帯の収入につきましてでございます。27年度の賦課状況で、資産割なしという前提でお答えをさせていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

単身世帯の場合でございますが、所得額が1,249万7,000円を超える世帯となります。

それから、今回の限度額の引き上げと、それから減額についての影響額ということでございます。限度額を引き上げることによりまして、約689万円の増額を見込んでおります。また一方で、軽減の拡大によりまして約228万円の減額を見込んでおります。

次に、軽減世帯の変化でございます。

これは先ほどと同様、27年度の比較でございます。5割軽減につきましては20世帯の増、そして2割軽減につきましては5世帯の増と見込んでおります。

そして、所得に対する税額の割合ということでございます。

これもちょっと想定で、単身世帯65歳以上の年金収入のみで資産がない方という前提でお答えをさせていただきます。この場合の5割軽減につきましては、判定所得につきまして74万5,000円となりますので、この所得額に対して国保税の割合といたしましては7.6%の税額の割合となります。そして、次に2割の軽減世帯でございます。この場合の判定所得につきましては96万円の所得額が基準となりますので、その場合の税額の割合といたしましては9.2%ということになります。

それから、減額世帯の状況でございます。

これも27年度のベースでございますけれども、まず2割軽減につきましては1,411世帯、5割軽減につきましては1,391世帯、そして7割軽減の世帯が1,834世帯となっております。以上

です。

○11番（河合克平君）

この2割、5割、7割でそれぞれの数が出たんですが、全体で世帯数がわかれば教えていただきたいのと、あと最高額になる限度については資産割なしという前提でということでお答えをいただいたんですが、特に農業をされている方等々、資産割の影響が大きい方々もいらっしゃると思うんですが、資産割の影響を考え、最高額になる方の状況がわかる範囲内で教えていただきたい。

例えば、資産税が120万円ほど払っていても収入が少ない状況の中で、国保税が最高になってしまうとか、その逆転現象ですね。資産割が多いことによる国保税の負担が多い世帯があるかどうかについて、お伺いをいたします。

また、今いろいろと資産割を除いてということ、計算しやすいということなのか、提案をいただいたんですが、県への移行が今後される状況の中で、この資産割について縮小またはなしにしていくのかどうか、今後の方向性がもし今のところ考えているところがあればお伺いをいたしたいと思っておりますのでお願いいたします。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（水谷辰也君）

済みません。第1点目の軽減世帯の全体という数値でございますけれども、大変恐縮ですが、ちょっと手元に数値を持ち合わせておりませんので、また後ほど報告をさせていただきます。

そして、それと次の試算をした段階で資産割を除いているということでございます。

議員御指摘のとおり、所得額ベースでわかりやすいという形で所得額がふえるベースでもってお示しをしたわけでございますけれども、基本的に資産割がここに入る場合になってまいりますと、税額そのものが資産割に係る部分というのが入ってきますので、税額の中に占める資産割合の部分が入ってきますので、所得額については当然下がってくるという現象になると思っておりますが、なかなか資産の状況というのは個々当然それぞれ違いますもんですから、ちょっとお示しが今回できないということでございます。

また後ほど、資産割の入ったものをお示しできればと思っておりますので、よろしくお願いたします。

それから3点目、資産割のあり方についてのお尋ねでございます。

これは過去の答弁でもされておりますとおり、まだ結論といたしましては未定という状況でございますので、よろしくお願いたします。

○議長（大島一郎君）

他に質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第5・議案第38号（質疑）

○議長（大島一郎君）

日程第5・議案第38号：愛西市消防団員等公務災害補償条例の一部改正についてを議題とし、質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### ◎日程第6・議案第39号（質疑）

##### ○議長（大島一郎君）

日程第6号・議案第39号：市道路線の認定についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

最初に、10番・真野和久議員、どうぞ。

##### ○10番（真野和久君）

今回の市道認定に関しては、地図に示されているとおり、南河田の企業誘致の場所のいわゆる周回道路というか真ん中の道路になると思いますが、具体的に例えばどのぐらいの幅にするのか、車道とか歩道とか、それから幅員とか、そうしたものとかなど形態などについて、どうなるのかについて具体的にお尋ねをしたいと思います。

今ちょうど造成が行われている状況の中で、こういう市道認定という形で提案がされているわけで、当然市道となれば愛西市が整備をするということになってしまうのではないかとも思うんですけども、一応企業誘致全体は県がやっているわけですから、そういう中でこの道路整備ですね。これから認定した後の道路整備について、費用、幾らぐらいなのか、またどこがどういう形で持つのか。また、今は造成をやっているのでも今のうちに道路整備をやるのか、あるいはその後でちゃんと整備するのか、そうしたところについてお尋ねをしたいと思います。

##### ○産業建設部長（恒川美広君）

まず道路形態ということでございますが、コの字型の道路となり、内側に歩道がつく形になっております。幅員につきましては、全幅10メートルの道路となっております。

内訳としましては、車道が2車線で7.5メートル、歩道が片側で2.5メートルの計10メートルでございます。

次に、費用でございますけれども、これにつきましては造成後、企業庁の予算で整備をされるということになっております。

##### ○10番（真野和久君）

スケジュール的な話がちょっと今抜けておるのでもう一遍確認したいのと、それから歩道は片側という話だったんですが、両側に企業ができますよね、道路の。そういう点で、安全上大丈夫なのかなあというのがあるので、今後そういったことの方針についてお尋ねをしたいと思います。今整備のほうは企業庁の予算、金額はちょっと教えてもらえませんでしたけれども、金額がわかれば教えてほしいのですが、企業庁予算でやると。市道なのに企業庁が負担してや

るのか、あるいは企業庁からお金をもらって市がやるのか、その点についても聞きたいというふうに思います。

造成の関係のスケジュールの中で、どういう時期にどういう形でやるのかについての具体的な日程ですよね。そうしたのもお願いします。

**○産業建設部長（恒川美広君）**

まず歩道関係でございますけれども、これにつきましては内側の歩道にするという、現在の住宅が建っております住民の安全が確保できるということでございまして、あともう片側については歩行者自体が余らないということで、渡っていただいて歩道を歩いていただくということでございます。

あと金額につきましては、これは先ほど言いましたけど造成後、企業庁の予算で行うため、こちらでは金額を把握しておりませんのでよろしく申し上げます。

あと、どちらが行うかということでございますが、今答弁とダブりますけれども、県が施行をしていくことになっております。

あとスケジュールにつきましては、30年の3月の完成を予定としております。

**○10番（真野和久君）**

道路は、いつごろそれを整備するのかというスケジュールがわかりません。

**○産業建設部長（恒川美広君）**

道路整備につきましては、29年度でございます。

**○議長（大島一郎君）**

次に、2番・吉川三津子議員、どうぞ。

**○2番（吉川三津子君）**

真野議員と重複しておりますので、数点ちょっとお伺いをしたいと思います。費用の分担のことなんですけれども、先ほどから企業庁がこの道路整備をするんだというお話でしたが、今回これ、隅っこの部分については買収がされるんですかね、角地が。この市道の角地の買収については市が行う予算になっており、その辺大変矛盾を感じるんですが、どんな根拠で市費を出すことになったのか、お伺いをしたいと思います。

工事の現状なんですけど、私としてはもう道路ができかかっているなというふうに見ているわけなんですけど、こういった道路整備についてはかなり早く計画等が立っているはずなので、今回の買収も含めて、なぜ今この時期にこういった議案及び補正予算が出てきているのか、お伺いをしたいと思います。

**○産業建設部長（恒川美広君）**

まず基本的なことでございますけれども、区域内については、基本は県がやるということになっております。

それで、先ほどの隅切りの関係でございますけれども、開発区域外のため市で買収を行うということでございます。

あと市道認定のタイミングということでございますけれども、この用地買収に当たり税控除

の適用を受けるため、今回、市道認定のお願いをしておるわけでございます。

○議長（大島一郎君）

他に質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第7・議案第40号（質疑）

○議長（大島一郎君）

日程第7・議案第40号：平成28年度愛西市一般会計補正予算（第1号）についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

最初に、11番・河合克平議員、どうぞ。

○11番（河合克平君）

では、議案第40号について、愛西市一般会計予算についてお伺いをいたします。

たくさんありますが、順に聞いていきますのでお願いします。

まず、LED化の事業についてお伺いいたします。

これについてですが、債務負担行為の限度額ということで2億5,000万出ているんですが、その計算の根拠というものがわかれば教えてください。

あと事業費が全体で幾らになって、そのうち国からの補助金は幾らぐらいあるのかということが、再度確認ということでお伺いをお願いします。また、調査委託として1,500万円の補正予算が立てられていますが、その内容について具体的に教えてください。よろしくお伺いをいたします。

続いて第2点目に、下水道の受益者負担金ということで支出されておりますが、これは一部減免ということで減免がされているのかどうか、計算根拠があれば教えてください。

続いて3点目ですが、民生費のところ保育料制度改正によるものとして、この対象となる児童の数というのは何人ぐらいになるのでしょうか。

また、国の制度と県の制度で重なる部分があると思うんですけれども、その関係はどのようなかをお伺いいたします。

さらに、変更金額、多分安くなる人があると思うんですけれども、その保育料が安くなった場合については、還付にするのか充当にするのか、それぞれの世帯に応じて1軒1軒聞いていくのか、そのことについてもあわせて教えてください。

また、現在払われていない世帯がもしあれば教えていただきたいのと、払えない世帯についての対応というものをしているのかどうかについてお伺いいたします。それが保育料についてです。

続いて、児童クラブについての整備費用についてお伺いいたします。

この整備の費用として予算が出ているわけですが、具体的にどういった内容なのか、内訳に

ついてお伺いをいたします。

また、多分夏の休みのためにということだと思っんですけれども、運営方法または防犯の取り組み等について、わかる範囲で教えてください。

また、この児童数は普通の教室の2つ分ぐらいの、見てきたんですが、ところなんです、何人ぐらいそこに入るのか、また児童の内訳が、高学年だけになるのか、低学年だけになるのか、そういったものが決まっているのであればお伺いをします。

また、ユニットがそれだけふえるということになりますので、指導員の確保は整えられているのか、そのことについてもあわせてお願いをいたします。

最後、5点目ですが、永和中学校の防水工事について、工事内容をお伺いいたします。

工事の内容からすると、防水ということだけを考えると非常に高額ではないかというふうに思っんです、この工事内容はどのような内容になるかお伺いいたします。また、3,300万円ということはかなり多い金額ですが、国からの補助金を取り扱いができるものなのか、またその検討をされたのかお伺いいたします。

また、まだ合併特例債が使える時期ではあるんですけれども、そういったことの検討はされたのかどうか、あわせてお伺いをいたします。以上、5点についてお伺いいたします。よろしくお願ひします。

#### ○市民協働部長（猪飼 明君）

まず私のほうからは、債務負担行為に上がっているLED防犯灯等リース事業についての補助金の根拠というふうなお話でございました。

これにつきましては、補正予算の中身でも計上しておりますが、二酸化炭素排出抑制対策事業等補助金、このメニューがございまして、債務負担行為に上がっていない調査事業等、それから債務負担行為に上がっておりますLED照明の導入補助事業、この2種類を活用させていただきまして、その導入補助事業につきましては、限度額は2億5,621万5,000円でございます。

その内容につきましては、調査終了後に29年度に取りかえ工事を行う。それから、その後10年間のリースで支払うのと10年間のメンテナンスをあわせて10年間支払っていくというものでございます。

それから調査のほうの内容でございまして、防犯灯・道路照明灯の位置情報について、中部電力との整合を図りながら現地調査を実施し、防犯灯・道路照明灯の台帳を作成し、データベース化するものでございます。

それから、下水道受益者負担金の免除の関係ですが、愛西市の下水道事業受益者負担金及び分担金条例がございまして、その第8条第2項の減免の規定がございまして、それに従いまして、75%の減免を採用しております。私からは以上です。

#### ○子育て支援プロジェクト担当部長兼児童福祉課長（伊藤辰明君）

私のほうからは、保育料制度改正と佐屋児童クラブの2点について答弁をさせていただきます。

最初に、児童数という御質問でございましたが、対象件数でお答えさせていただきます。平

成28年4月現在で、年収約360万円未満相当世帯の負担軽減対象者は約80件、また多子世帯負担軽減対象者は約180件ぐらいと現在見込んでおります。

また、県の制度との関係でございますが、子ども・子育て支援法施行令の一部改正に伴う今回の減免の対象から外れた方のうち、県の第3子保育料無料化事業の対象になる方については県の制度での減免を適用させていただきます。

また、還付か充当かという御質問でございますが、遡及を開始します7月までの間に保護者に変更されるケースもございますので、原則4月まで遡及をさせていただく還付での対応を考えております。

また、払えない世帯への対応ということでございます。保育料につきましては、所得階層で保育料を決めさせていただいております。こちらが決めさせていただいた保育料も払えない世帯への対応としましては、督促等、滞納整理をさせていただいております。

2点目の佐屋児童館でございますが、佐屋児童館での実施の児童クラブにつきまして、おおむね40人程度となる支援の単位、1単位分を佐屋小学校の視聴覚室にて、指導員3人体制で実施する予定でおります。この期間は夏休み期間中でございます。

整備工事の内訳でございますが、空調機設置工事と廊下の間仕切り設置工事でございます。

防犯体制といたしましては、児童クラブの使用しないほかの校舎部分につきまして、センサーによる機械警備が持続されますので、そういった状況でさせていただこうと思っております。また、備品の内訳としましては、床に設置のマット及び座卓、ロッカー、シューズラック等の整備を予定しております。

指導員の確保でございますが、この夏期休暇中にこういった増でございますので、夏期休暇中の指導員の増を現在おおむね確保しつつあるという状況でございます。

#### ○教育部長（石黒貞明君）

それでは、永和中学校北校舎屋上防水工事、改修工事でございますけれども、昨年の12月議会で補正を組んでいただきました。その実施設計がことしの3月に完了いたしましたので、今回、工事発注をするために計上させていただいております。

工事内容といたしましては、北校舎が複雑な形状になっているため、複雑な形状にも施工可能なウレタン塗膜防水にて改修工事を行います。また、高架水槽や防護フェンス及び屋上出入り口のフェンスの塗装を行い、雨漏りじみの残る天井ボードについてもあわせて張りかえを行います。

今回の採用する工法につきましては、多くの屋上防水工事にも採用されているシート防水、アスファルト防水と比較しても、既設の多くの防水層を撤去することなく塗り直すことができるため、撤去費も少なくでき、相対的に見ても安価な工法であると。学校施設の工事には最適な施工方法であると考えております。

補助金につきましては、今回の防水工事でございますけれども、学校施設環境改善交付金の補助メニューにはございません。対象外事業となりますので、市費100%で事業費を計上させていただいております。以上です。

○総務部長（佐藤信男君）

私のほうからは、合併特例債の活用というような御質問でございますが、合併特例債事業の対象事業としまして、合併に伴い、特に必要と認められるものについて活用することができる、こんなふうになっておりますので、今回のような経年劣化による整備事業については該当しないと、このように考えております。以上です。

○11番（河合克平君）

もう答弁はないですか。答弁漏れ、いいですか。

事業費の補助金について、金額をお伺いしていなかったと思うので、金額を教えてください。

○市民協働部長（猪飼 明君）

大変申しわけございませんでした。補助の内容だけ申し上げて。

2億5,600万のうち、先ほど申し上げました取りかえの工事費がこれの分でございます、ここの中にはメンテナンスも入っております。そのうちの補助の対象が、取りかえ工事費として1億1,500万ほど、ただし、契約をしていく業者には補助金がありますけれども、国費4分の1で上限1,500万です。先ほど言いました1億1,500万ほどから1,500万の補助金を差し引いて債務負担をするものでございますので、直接市へその1,500万入るものではございませんのでよろしく申し上げます。

○11番（河合克平君）

では、再質問をいたします。

まずLEDについてですが、約8,200個の防犯灯についてということで、一般質問でも鷺野議員からあった内容と答えられていらっしゃいましたが、この全て8,200個の位置情報を調査するという事なんですが、全てのものについて器具ごと取りかえるのか、LEDの球のみ交換をするのか、そういう改修の工事費用となるのか確認をいたします。

また、今現存のもの調査費用ということで費用を計上されているんですが、29年から工事を実際進められるということなんですけれども、今実際、暗くてつくってほしいとか、新設等について、そういったものを29年度始めるときに地域要望を再度募り、負担を平準化するためにもそういう新設のものもこの工事の中に組み入れていく中で、自治体としての費用が、愛西市としての負担が少なくなるのではないかとこのように考えるわけですが、新設のものについて工事を29年から進めることができるかどうか。また、できるように提案をするものですが、あとは廃止するものについては廃止をするんだと思うんですが、そういったこともあわせて、新設、廃止についてどのように市のほうは今考えていらっしゃるのか、お伺いをいたします。

続いて、今、学童保育のことがありましたが、備品としてロッカーやシューズラック等を買うということなんです、実際現場を見てきましたら、出入り口のつい立てというのか、その仕切りの仕方によっては、今小学生が使っているロッカーやシューズラックが出入り口のところで使えるんじゃないかというふうに見てきたんですけれども、どのような場所への入り口を考えていらっしゃるのか、そのことについてお伺いをいたします。

あと永和中学校の防水工事の内容ですが、これは実際ウレタンマット防水というのは一番そ

のまま上に張れるので、そういう内容だというのはわかるんですが、ここは例えば避難行動と  
いうのか、屋上に避難ができるような状況のものということの前提で防水工事をされるのか、  
そういう計画であったのかどうかをお伺いいたします。

**○市民協働部長（猪飼 明君）**

まず私のほうからは、LEDの取りかえの内容でございますけれども、基本的には現状の調  
査を今年度させていただきます。

その調査いかんで、先ほど申されました老朽化したポールがそのときに見つかれば、ポール  
の取りかえもあります。ただ、現状のナトリウム灯だとか蛍光灯だとかという球をLEDにか  
えるというのが趣旨でございますので、よろしく申し上げます。

それから、その間に新設の希望があったらということでございますが、今年度の調査次第で  
ございますけれども、これの分、この債務負担に起きるものとは別に対応したいと考えており  
ます。

それから廃止についても、調査で先ほど言いました老朽化したものが出てくれば、そのよう  
に調査次第で廃止になるというふうに考えております。以上です。

**○子育て支援プロジェクト担当部長兼児童福祉課長（伊藤辰明君）**

視聴覚室に決まりました時点で、私もそこを見させていただきました。ロッカー、シューズ  
ラック、既存もございます。申しわけございません。どこに設置するかはちょっとまた。

設置の必要性としましては、やはり盗難とか、夏休みということもございまして、児童クラ  
ブとしてロッカー、シューズラックを設けさせていただきたいと、そういう趣旨でございます。  
ただ、設置箇所につきましては申しわけございません。ちょっと今お答えできませんので、ま  
たお示しさせていただこうと思っております。よろしく申し上げます。

**○教育部長（石黒貞明君）**

避難できる計画かということでございますけれども、屋上へ上がれるような状況になってお  
ります。基本は、1次避難所は体育館ということでございますので、よろしくお伺いいたしま  
す。

**○議長（大島一郎君）**

次に、9番・加藤敏彦議員、どうぞ。

**○9番（加藤敏彦君）**

11ページですが、2款7項1目15節工事請負費229万ですが、佐織庁舎の防災設備工事の移  
設工事の内容についてお尋ねいたします。

あと関連しますけど、佐織庁舎の新支所の利用はいつからということについてもお尋ねをし  
たいと思っております。

それから同じく11ページ、3款2項2目19節、補助金の800万円であります。保育業務支  
援システムの内容と費用について、また対象の保育園はどこになるのかについてお尋ねをいた  
します。

それから次に、13ページの8款3項1目17節、土地購入費の53万8,000円、先ほども道路認

定の中でも質疑がありました。交差点改良の場所、また南河田工業団地のどこになるのか、お尋ねをいたします。

それから13ページ、10款1項2目8節、講師謝礼の60万7,000円ですが、道德教育の抜本的改善・充実にかかわる支援事業、内容と対象校について。また、学校保健総合支援事業の内容と対象校について。

それから13ページ、10款4項3目15節、アスベスト含有建材撤去工事2,200万ですけど、このアスベストの現状と工事内容について、また文化会館の利用に支障がないかについてお尋ねをいたします。以上、よろしくお願ひいたします。

#### ○市民協働部長（猪飼 明君）

まず私のほうからは、佐織庁舎の防災設備の移設の内容というお尋ねでございます。

佐織庁舎の一部取り壊しに伴いまして、解体予定の部分に設置されております震度計の表示部と地域防災無線の設備を、移動系デジタル無線でございますが、整備される新しい佐織支所の事務室へ移設するものでございます。

#### ○子育て支援プロジェクト担当部長兼児童福祉課長（伊藤辰明君）

私のほうからは、保育業務支援システムの御質問に答弁をさせていただきます。

保育業務支援システムでございますが、保育士の負担となっている書類作成業務を軽減するシステムでございます。

内容といたしまして、名簿管理、入園・降園管理、出席簿、年間計画、園だより、発達状況、日々の園児記録、指導計画等が上げられます。

補助の対象となりますのは、民間の保育所、認定こども園でございます。市内では、市江、美和多、丸島、白百合、草平、町方、西川端の7園の保育園と勝幡認定こども園1園の計8園が申請をされる予定でございます。対象の費用としまして、システム代、導入費用、ノートパソコン購入費等が対象となりますが、1カ所当たり限度額が最高100万円ということでございます。以上でございます。

#### ○産業建設部長（恒川美広君）

土地購入費の53万8,000円の場所でございますけれども、市道12号線と開発道路の南側が交差する交差点の北東に店がありまして、そのガーデンピアツア部分の隅切りとなっております。以上でございます。

#### ○教育部長（石黒貞明君）

講師謝礼でございます。これにつきましては、道德教育の抜本的改善・充実に係る支援事業ということで7万8,000円、それと外部講師による研修会を3回予定しております。また、学校保健総合支援事業ということで、これにつきましては3万9,000円でございます。保育園の保護者を対象に、講演会を1回予定しております。次に、実践的安全教育総合支援事業としまして49万円でございます。これにつきましては、実践委員会委員の報酬及びアドバイザーの謝礼ということになっております。

次に、道德教育の抜本的改善・充実に係る支援事業の内容と対象校ということでございます

けれども、これにつきましては、県からの指定事業ということでございます。事業に対する経費補助率につきましては10分の10ということで、内容につきましては、児童・生徒の心に響く道徳教育の指導のあり方について、教職員が研究を進めることを目的としております。小学校としましては、勝幡小学校の教員を対象としております。

次に、学校保健総合支援事業の内容と対象校ということでございますけれども、こちらは県からの事業でございます、愛西市全域を対象としております。事業に対する経費の補助につきましては10分の10でございます。内容につきましては、愛西市内の幼稚園、保育園、小・中学校に通われます子供とその保護者の方を対象に、生活習慣を確立するとともに、命のとうとさを考えさせることからみずから自己肯定感を高めるということで、子供の心の健全教育を図ることを目的としております。

次に、アスベストの関係でございます。

文化会館のアスベスト含有建材につきましては、吹きつけパーミキュライト、いわゆるヒル石吹きつけがされたものでございまして、固定状態につきましては飛散性がない状態でございます。

使用箇所でございますけれども、ホールのホワイエ天井部分、それと会館棟のエントランス天井部分でございます。あと会館棟の階段天井部分の一部でございます。

工事内容でございますが、会館利用者の利便性、安全性を考えまして、該当する箇所を順番に囲い込み、空気の流れを遮断した上で進めさせていただきます。石こうボードに吹きつけがされたものにつきましては、石こうボードごと撤去し、コンクリートに直接吹きつけされたものにつきましては除去を行います。

利用に支障がないかということでございますけれども、除去工事につきましては該当する箇所を順番に囲い込み実施するため、施工箇所によりましては1階の第1・第2和室、料理実習室及びトイレが使用できない時間も発生します。以上です。

#### ○9番（加藤敏彦君）

佐織庁舎の防災移設工事ですけれども、伺いますと震度計とかデジタル無線ですけれども、屋内にあるような設備なのかどうか。

あと質問の中の新支所の利用についての答弁がありましたら、お願いいたします。

それから、保育支援システムの内容、費用ですけれども、市内の7園と1認定こども園ということですが、対象とならないところはあるのか。

そかれら、このシステム、1園上限100万円ですけれども、実際の総額ですね。補助を含めた総額は、また1園幾らぐらいの想定をされているのか。それから、業務の軽減ということですが、具体的にこのシステムを導入することによって、例えば作業時間がどれぐらい短縮できるのか、そういう判断できるものはあるでしょうか。

それから、南河田の工業団地のところですけど、単価は幾らで今回提案されているのか、お尋ねをしたいと思います。

それから、講師謝礼の件ですけれども、学校保健総合支援事業ですけれども、市内には全域

ですが、具体的にどういう形でこの事業を実施されるのか。各学校なのか、全体で行うのか、どのような形で行われるのか、お尋ねをいたします。

それから、アスベスト工事ですけど、囲い込みをして被害がないように順次行っていくということですが、予定している工事時期はいつごろになるのかお尋ねをいたします。

**○市民協働部長（猪飼 明君）**

まず私のほうからは、佐織庁舎の防災設備が屋内かどうかというお尋ねでございます。

震度計の表示部分でございますが、屋内にある表示部分、それと地域防災無線の設備でございます。これも屋内にあるものでございます。以上です。

**○総務部長（佐藤信男君）**

新しい支所の利用はいつからかという御質問でございますが、計画どおり進めば12月の上旬ごろを予定しております。以上です。

**○子育て支援プロジェクト担当部長兼児童福祉課長（伊藤辰明君）**

保育業務支援システムの対象とならない園はという御質問でございますが、市立保育園は対象となりますが、これは希望をお伺いしてということでございますが、希望をされなかった保育園がみのり幼児園と立南保育園ということでございますので、よろしく申し上げます。

あと100万円のどれぐらいということでございますが、このシステムを導入するのに係る経費というところで、園によって差があるかと思っておりますので、ちょっとどれだけということはお示しが難しいんですが、今回、予算としましては上限額の100万円の8園を上げさせていただいたということでございますので、よろしく申し上げます。

あと事務の軽減でございますが、保育業務の事務の効率化が図られるということと、請求事務とかそういったところで負担軽減が発揮されるんじゃないかと思っております。以上でございます。

**○産業建設部長（恒川美広君）**

用地単価についての御質問でありますけど、不動産鑑定によりまして平米当たり6万300円でございます。

**○教育部長（石黒貞明君）**

学校保健総合支援事業の関係で、各学校か全体かということでございますけれども、愛西市全体を対象にしておるということでございます。

次に、アスベスト工事の関係でございます。予定の時期はということでございますけれども、今の状況では8月から11月を予定しております。以上です。

**○9番（加藤敏彦君）**

ちょっと答弁が間違っております。

学校保健総合支援事業ですけれども、全体だというふうに答弁されたので、具体的にどういうふう to 実施されるかという点で、1カ所に集まってやっていただくのか、各園ごとかという質問をしたんです。

**○教育部長（石黒貞明君）**

詳細な中身の話ですけれども、健康推進課で今展開しております事業とタイアップしながら、保育園等において睡眠に焦点を当てた生活時間割りづくりを行い、生活習慣の確立を目指し、小学校では2分の1の成人式、中学校では命の授業、赤ちゃんとの触れ合いを通しまして子供の命のとうとさを認識させ、健全な自尊心の形成を目指すことを計画しております。以上です。

**○議長（大島一郎君）**

続いて、10番・真野和久議員、どうぞ。

**○10番（真野和久君）**

それでは質問します。

最初に、10ページのところの企画費で、今回総合計画の策定についての議案が出ましたが、今回の総合計画は、これまでの合併してからの10年の計画との違い、今回新たに策定する計画に関して、またその特徴、それから計画策定まで進めて、今は審議会でワークショップの委員を募集されていますけれども、前回でいうとまちづくり委員会の市民会議とか、そこでいろいろ練ってもらった形になっていましたが、今回どういう形でやるのかというようなこと。これは今後のスケジュールですね。審議会、ワークショップ、どういう形でやっていくのかについてお尋ねをしたいと思います。

それから2つ目ですが、12ページの非常備消防費で消防団の募集のパンフとかはっぴいというのをどういう形で活用するのかということと、それから女性消防団員の募集という話でありましたけれども、消防団員さんにどういう活動をしてもらうかについてお尋ねをしたいと思います。

それから、12ページの教育委員会事務費の中で、防災教育を中心とした実践的安全教育総合支援事業、これについて永和地域を中心にやりますという話でありましたが、その具体的な中身についてお尋ねをしたいと思います。

**○企画政策部長（山内幸夫君）**

私からは、総合計画の第1次と第2次の違いですとか特徴について、お答えをさせていただきます。

第1次総合計画では、中長期的な視点に立った財政計画が盛り込まれておりませんでしたので、第2次総合計画では財政計画を盛り込んで策定してまいります。財政見通しをしっかり見据えた上で、将来展望を描くことが重要であると考えております。

そうしたことを踏まえまして、市の現状や市民意識を把握した中で、できるだけ職員が知恵を絞り、手づくり感を出して策定してまいりたいと考えております。

また、総合計画審議会条例で定めております学識経験者、各種団体の代表者など、市内の各界各層からの幅広い御意見をお聞きしながら、愛西市の実情に合った実効性の高い総合計画を策定してまいりたいというふうに考えております。

また、スケジュールにつきましては、平成28年度は基本的には現状把握、市民意識の把握、施策の洗い出しなどを行いまして、29年度には基本構想基本計画の取りまとめを行いまして、第2次総合計画案を策定したいと考えております。

個別に、審議会等につきましてはことしの8月に第1回目を開催したいというふうに考えて

おりますし、あとワークショップにつきましても9月ごろから始めていきたいというふうに考えております。以上でございます。

#### ○消防長（足立信夫君）

こちらからは、非常備消防費の作成しますパンフレットにつきまして、女性消防団員確保のため、女性が多く働く職場等で配布をさせていただきます。また、はっぴにつきましては市の主要行事に着用し、消防団の認知度を高めることにより団員の確保を行います。

女性消防団員の活動ですが、火災予防啓発活動や式典補助等で、女性ならではのきめ細やかな視点を生かした活動を予定しております。以上です。

#### ○教育部長（石黒貞明君）

安全教育総合支援事業の具体的内容ということでございます。

2名の学校防災アドバイザーの助言・指導を受けまして、永和小学校、永和中学校に対し、洪水、地震、浸水等の自然災害に対して、学校での授業の中で地域の住民の皆さんなどの協力も得ながら緊急地震速報等を活用した避難訓練を通じたマニュアルの検証、避難所運営を模擬体験できるHUGというゲーム、そして災害時において起きるジレンマに対する決断力を養うことを目的にしたクロスロードゲーム、地域の方などと児童が町なかを練り歩き、危険箇所を探り検証し合う「まちあるき探検マップ」の作成等を計画しております。以上です。

#### ○10番（真野和久君）

最初に、総合計画に関してですけど、長期的な財政計画を入れるという話等がありましたが、とりあえず今回最初、今年度は意識調査が中心で市民意識を調査して、来年度に基本計画という形になるわけですね。

今、広報で公募が始まっていると思うんですけども、審議会、ワークショップそれぞれ大体何人ぐらいメンバーを予定していて、そのうちの公募はどのぐらいを考えているのかについてお尋ねをしたいというふうに思います。

それから、審議会のほうは規定に従った報酬が出るんですけども、ワークショップのほうは無償ということで、結構ワークショップのほうが大変じゃないかなというふうに思うんですけども、その点の考え方についてちょっとお尋ねをしたいなというふうに思いますので、お願いします。

それから、総合計画なので今後10年の計画ということだと思うんですけども、先ほど財政的なのという話があったのと、いろんな市民の意識をという話があったんですけども、今後の愛西市のまちづくりという方向性の中で、どういったことに重点を置きたいのかということをもう一度再度確認したいと思いますので、その点をお願いします。

それから、消防団のほうですけども、女性消防団員の募集ということで、パンフレットを女性の多い職場にという話でありましたが、実質的に募集そのものというのは、具体的にはやはり地域が中心になるのではないかなというふうに思いますので、そうした中でいかに女性消防団員を確保するのかということの位置づけですよね。なかなか集まらないから女性も含めて集めるといえるのか、あるいは女性の消防団員としての活躍をいろいろとやってもらいたいから

集めるのかというようなところを、どういう形で見ているのか。あと活動としては啓発をやっていたかという話でありましたが、本来、ちゃんと女性消防団員を集めるのであれば、例えばいわゆる小さいお子さんとか子供を持ったお母さん向けのAEDなどとか、そうした講習とか、そういうようなことも含めた、単にPR、人集めだけじゃなくて、もう少し中身に踏み込んだ活動とかもやってもらえるとは思っている、そうしたところでどういうふうを考えているのかについてお尋ねをしたいというふうに思います。

それから、防災教育を中心とした実践的安全教育のほうですけれども、非常に中身がすごくたくさんあって、全部どういう形でやっていくのが全然よくわからないですけど、これはこれからスケジュール的には、例えばいつごろに何をやって、いつごろ何やってとかと大体考えられているのか。多分これ、かなりの回数なのでこれから始めるとして、6月に始めて例えば夏休みを使って、なおかつ9月から年明けぐらいまでさまざまな形であれこれやっていくしかないと思うんですね、基本的に。ぱっと見て聞いただけでも六、七回は最低必要かなあというふうに思うので、かなりの量になると思うんですが、その点をどういう形で進めていくのかについてお尋ねします。

#### ○企画政策部長（山内幸夫君）

まず審議会のメンバーなんですが、条例で20名というふうに定められておりますので、そのうち今回は4名の方を公募させていただいております。

それから、ワークショップの件でございますが、こちらにつきましては一般の方30名で予定をしておりますが、今回15名の方を募集をかけております。それから、高校生の方につきましては20名程度ということで予定をしております。

それと、あと報酬の件でございますが、審議会のメンバーの方につきましては、条例で定められた委員ということでお支払いをすることにしてはおりますが、今のワークショップの方につきましてはボランティアで参加いただくというようなことで、無償でお願いをしたいというふうに考えております。

あとまちづくりの方向性というようなことで、どんなことを重点にということでしたが、やはり皆さん、こういったワークショップ等開催ですとか、アンケート等を実施する中で、市民の声を皆さんからお聞きした中で策定をしたいというふうに考えております。以上でございます。

#### ○消防長（足立信夫君）

女性消防団員の活動につきましては、主には、現在は385名、定員に達しておりますけれども、今後少子・高齢化で消防団員が欠員の可能性がありますので、欠員補充が第一条件になっております。それで、女性消防団員がたくさん入団していただければ、他市でも実行されております地域住民に対する応急手当の啓発等も考えております。以上でございます。

#### ○教育部長（石黒貞明君）

スケジュール的な問題でございますけれども、これにつきましては計画ですので、今の段階の大体の目安を申し上げます。

7月、8月でございますけれども、小学生を対象に町歩きをまずやってみたいというふうに思っております。そして、夏休みのイベントということで、起震車と降雨体験機の体験も計画しております。

あと11月に入りまして、中学校1年生を対象にクロスロードゲームということで、こちらの催しをやっていきたいと思っております。それと11月の下旬でございますけれども、HUGゲーム、避難所運営ゲームでございますけれども、こちらに取り組んでいきたいということでございます。

最終的には、実践委員会というものを立ち上げまして、そこで学校防災マニュアルの見直しということで年度内に事業を終了したいというふうに考えております。

**○議長（大島一郎君）**

それでは、市民協働部長より発言を求められておりますので、許可いたします。

**○市民協働部長（猪飼 明君）**

申しわけありません。

先ほど、河合議員に対する質問の関係で、教育部長の答弁の永和中学校の避難所の答弁ですが、1次避難所と申し上げました。今、1次避難所、2次避難所という表現はなくて、指定緊急避難場所と指定避難所という表記に変わっていきまして、指定をしております。

永和中学校につきましては、緊急避難場所としては校舎棟の2階以上、これが洪水と浸水、津波の関係でのものがございます。それにつきましては、体育館と武道場につきましては該当しません。ただし、指定避難所としましては、校舎、体育館、武道場が該当しますので、一部修正させていただきたいと思っております。

**○議長（大島一郎君）**

それでは、ここでお昼休憩を、まだありますのでとりたいと思っております。1時45分で再開をしたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

午後0時30分 休憩

午後1時45分 再開

**○議長（大島一郎君）**

それでは、休憩を解き、会議を再開いたします。

では、次に2番・吉川三津子議員、どうぞ。

**○2番（吉川三津子君）**

では、議案第40号の一般会計補正予算について順次質問させていただきます。たくさんの方が質問されましたので、一步踏み込んだ質問をさせていただきたいと思っております。

まず最初に、市長がかわられてから予算の組み方ということで、補助金等の確定があった後に補正予算を組むとか、設計の後に工事は別個予算を組むとか、少しずつ仕組みが変わりました。今回、しかし、総合計画策定とか、藤浪コミュニティの下水道とか、児童クラブ、企業団地の道路の隅切りなど市単費のものもたくさん含まれております。当初予算に計上できなかったのか、努力したのかについてお伺いをしたいと思っております。

次に、債務負担行為についてお伺いをいたします。

今回2事業について債務負担行為が上がっております。総合計画については、いろいろ経緯についても答弁がございましたが、あとLEDについて10年という長い債務負担行為となっております。やはり長いとなるといろんなリスクもあるわけですが、検討のプロセスについてお伺いをしたいのと、今後の業者選定等進め方についてお伺いをしたいと思います。

そしてあと、保育料の関係で特別保育事業費のICT化についてであります。

これについては、保育士、保育園の待遇改善によるものということでしたが、ほかにもたくさんさんの保育においては課題があり、みのり幼稚園では保育士が確保できないがために閉園になります。ほかにも保育士確保が困難になってきているわけですが、この事業がそういった状況にどんな効果があるのかお伺いをしたいと思います。

それから、児童クラブについてお伺いをいたします。

佐屋のほうで夏休みのみの学校で児童クラブが行われるということではありますが、一般質問の中で、ほかの児童クラブの1園を除いて全てが定員オーバー、倍近く、倍以上かもしれない状況になっている現状がございます。それに対して、昨日、児童館協議会では、児童クラブの運営に対して各指定管理者等から悲鳴の声がたくさん出てきており、子供の豊かな育ちというレベルのかかわりができない、安全を守るしかできない、家庭的な雰囲気とはほど遠い状況にあるといったような意見が出てきておりました。そういった声に今後どう応えるのか、また、こうした協議会の意見は市の中でどう扱っているのかお伺いをしたいと思います。

それから次に、工業団地の道路整備について市道認定のときに少しお伺いをいたしました。こちらのほうの道路取得とか手続等には市が持つ、上の工事は企業庁が道路工事はするというようになっており、今までのいろんな企業誘致なり開発においては、道路については全て業者が持ってきたわけなんですけど、どうして今回はこのような形になっているのか、企業庁との交渉はどのようにされたのかお伺いをしたいと思います。

それからあと、1平米当たり6万3,000円ということの御答弁がございました。合併後に旧町村ごとに単価の算出の仕方というのが、基本的なものが定められたと思っております。その関係から6万3,000円はどのように導いたのか、またこういった単価はどういった機関で決定をされているのかお伺いをします。

それから、あと文化会館のアスベスト除去工事についてであります。

この本庁舎のアスベストの工事、解体工事については大変問題があって、共通仕様書も違反しても市のお金が支出されてしまうというような大変ずさんなことが行われておりました。そういった教訓を生かして、この文化会館アスベスト除去工事に対して本庁の工事の教訓をどのように生かすのかお伺いをしたいと思います。以上です。

#### ○企画政策部長（山内幸夫君）

私からは、総合計画をなぜ当初予算に含めなかったのかということについてお答えをさせていただきます。

第2次総合計画の策定に当たりましては、愛西市まち・ひと・しごと創生総合戦略で得られ

ました基礎資料を活用し、行政改革第4期推進計画との整合性を図ることといたしました。当初予算策定時には、総合戦略及び行政改革第4期推進計画が策定途中であり、委託内容が決定しておりませんでしたので、今回予算を計上させていただきました。以上です。

#### ○市民協働部長（猪飼 明君）

同じく私のほうからは、当初予算に含めなかった理由ということで、下水道事業の受益者負担金の関係です。

藤浪地域防災コミュニティセンターの下水道事業の受益者分担金について、平成28年度に公共下水道への接続工事を予定しております。その分担金の第1期目の納期が8月になるために今議会で補正をさせていただきました。

それから、LEDの照明導入調査委託料でございます。

LED化事業の実施に当たりまして町内の皆様の御協力・御理解も必要でありましたので、今年度初総代会、4月14日に開催したわけでございますが、ここで事業の説明を行い、町内が所有する防犯灯を市へ譲渡することについての同意をいただいてから予算を計上する計画をしておったからでございます。

それから防災設備の移設工事でございます。

一連の佐織庁舎の整備工事の影響がございまして、改修箇所付近にあります震度計の本体を移設させる必要があるかどうかを調整しております。防災無線の移設も合わせて今議会の補正予算とさせていただきました。

それから、債務負担行為のLED防犯灯等リース事業につきましては、現状の防犯灯等の調査を経ましてLED機器への取りかえを行い、その費用と毎年の維持管理経費を加えて10年間のメンテナンスつきリース方式で支払うものでございます。リース会社へは、LED取りかえに要した費用から補助金——補助率4分の1、上限1,500万円でございますが——を控除しまして、10年間の保守及び維持管理等を加算した総額を支払うものでございます。

その10年間は長くはないかという御指摘でございますが、このLED照明導入補助事業につきましては、補助対象事業の要件に小規模地方公共団体——人口の5万人以上15万人未満の団体のことですが——がLED照明導入計画に基づき、LED照明の導入事業をリース方式を用いて民間事業者が請け負って行う事業であり、そのリース契約の期間は9年間以上とすることとなっております関係でございます。

それから、そのLEDのこれまでの検討、プロセスはどうだったかとお尋ねでございます。

地球温暖化対策の二酸化炭素排出量削減のために、国の補助メニューによりまして、街路灯等屋外照明のLED化事業が示されました。電力料金が抑制できますし、長寿命であるLEDを防犯灯7,200灯と街路灯1,000灯に取りかえる事業を検討してまいりました。

また、現状の地元管理の防犯灯は水銀灯・蛍光灯・LEDと、若干ですがLEDがございます。ふぞろいであるので、地元負担の電気料金も不均一でありましたので、LED化に伴いまして、全てを市管理に統一して、画一的に管理していくこととさせていただきました。

2億5,000万という多額の費用だが業者選定は大丈夫かというお尋ねでございます。

今会議で補正計上させていただいております導入調査委託と調査結果に基づきまして施行をいたします取りかえ工事をあわせて、公募型プロポーザルにて業者選定をする予定であります。その応募者の資格要件を厳格にしまして、財務諸表等を添付させ、経営状況を把握させていただき、信頼できる業者と契約する予定でございます。以上です。

#### ○子育て支援プロジェクト担当部長兼児童福祉課長（伊藤辰明君）

私のほうからは、まず佐屋児童クラブの整備工事を当初予算に含めなかった理由でございます。

佐屋児童クラブの夏季休暇中の登録児童の確定通知をしましたのは、平成28年2月でございます。当初予算確定時期における予想しておいた受け入れ可能人数を大きく上回ったということで、今回補正に上げさせていただいております。

それから保育業務支援システム、今回こちらのほうが保育士確保にどのような効果があるのかという御質問でございます。

今回の保育業務支援システムでございますが、保育士の負担となっている書類作業業務を軽減する目的が主になっておりまして、現在保育士につきましては、各保育所等が必要しているところに対して、保育士数、保育士になりたいと目指されている保育士の方が少ないという状況がございまして、こういった負担軽減をすることによりまして、保育士の確保が少しでもそちらにつながればというふうに思っております。

また、児童館管理運営委員会で余裕を持った人員配置をした中で運営をしたいという各児童館、指定管理も含めてそういった意見が出されておりますが、この児童館等で保育士を確保するということにつきましては、新たな人材の育成または就業促進、職場の環境改善等が必要となっておりますし、また、この児童館管理運営委員会で出された意見を市はどのように反映をしていくのかということでございますが、お互いが違う児童館の職員の運営体制を知ることで意識を高め合うことができると思いますし、また市としましても、児童館、子育て支援センターから現場の意見等で改善できるものはお伺いした中で改善してまいりたいと思います。以上です。

#### ○産業建設部長（恒川美広君）

まず隅切りの予算計上についてでございますけれども、土地所有者と交渉中でまとまったために、今回お願いをするわけでございます。

それと企業庁との関係でございますけれども、先ほども御答弁させていただきましたけれども、地区外は市で、地区内は企業庁でというのが基本でございます。よって、隅切りについては地区外になりますものですから、市のほうで買収をするということでございます。

あと単価でございますけれども、不動産鑑定により決定されたものでございます。

#### ○教育部長（石黒貞明君）

それでは、私からは、最初に当初予算に間に合わなかった理由ということで、今回3事業お願いをしておるわけでございますが、この3つの事業、県からの正式依頼が2月ないし3月ということで当初予算に間に合わなかったというのが理由でございます。

それと、永和中学校北校舎屋上防水改修工事につきましては、河合議員のときに御答弁させていただきましたが、12月議会で補正予算をお認めいただいて、1月に設計委託を発注、3月下旬に完了したということで今回予算を計上させていただいております。

次に、アスベストの関係でございます。本庁の教訓を生かしてどのように進めていくかということでございますけれども、法令を遵守して適正に工事を進めてまいりたいと思っております。以上です。

## ○2番（吉川三津子君）

再質問をいたします。

順次させていただくわけですが、先ほどの当初予算に原則含めるのが市町村の財政運営の原則だと思うわけなんです。その中で、やはりこの下水道についても8月にそういったことが予測されるならば、当然当初予算に含めるのが当たり前でしょうし、LEDについても、これだけ巨額のものをするかしないか、する方向が決まっていながら、やはり当初予算に上げられないような進め方しかできていないということ、それはやはり大変問題ではないかなと思うので、その点については申しわけございませんが、市長から、この当初予算の組み方、各部署が全力で努力して当初予算に含めるんだと、わかるものは含めるんだということでないで議会としても、あとからぼんぼこで出てきたのでは検討のしようもありませんので、その辺の方針について、もう一度確認させていただきたいと思っております。

それから次に、債務負担行為のLEDの関係でございます。

こちらのほうは10年間、リース、メンテナンスも含まれるわけですが、こういった会社というのはこの地域に本当にあるのか、たくさんあるのか、その辺についての調査はどう進んでいるのかお聞かせをいただきたいと思っております。

それからあと、これは10年間債務負担行為にすると金利が発生するわけですが、金利は市が負担するのか、その金額というのは金利はどれぐらいの金額になるのか。それでも単年度ではなく、こういった債務負担行為にするほうが得というところの理由についてお伺いをしたいと思います。

それからあと、総合計画の関係の委託料の関係ですが、この委託先というのは既に決まっているのか、あとこの委託の内容ですね、どういった内容をこの委託会社にお問い合わせいただくのか、かかわり方についてお伺いをしたいと思います。

それから、保育園のICT化についてであります。

保育園、特に民間保育園の国基準だけでは経営が成り立たないということで、多くの市町村が市町村単独で補助を出しながら、保育士の給与の確保を多くが行っているということ、この間勉強会で知って、愛西市の国レベルでしかやっていないということのおくれを痛切に感じているわけですが、今回このICT化に取り組まれるわけですが、ほかにたくさん、本当に既にもう保育士不足で私も何人か愛西市の保育園からよその市町のほうがお給料がいいからということを出ていっている事例も存じ上げているわけですね。そういった状況にありながら、優先してこのICT化というものに取り組んだ理由についてお伺いをしたいと思います。補助金がつくから

やるのか。でも、ほかにもっと優先すべきものがあると思うんですけれども、この優先順位のつけ方についてお伺いをしたいと思います。

それから、児童クラブについては、先ほど申し上げたように、現場からは本当相当大変な声がほとんどの児童館から、この間協議会のほうを傍聴もさせていただいたんですが上がっているわけです。子どもの育ちに寄り添うことができない、とにかくけがさえしなければいい、そのレベルでしか子どもが見られないという声が上がっているわけですので、あと、私は何度も放課後子ども教室が数校、小学校のほうで開設がされた経緯があります。そこを放課後は子ども教室的な教室に使われている佐屋西とかも使われていると聞いておりますが、そういった教室の夏休みだけの利用等、学校部局と教育部局と検討されたことがあるのか確認をさせていただきたいと思います。

それから、あと工業団地の関係ですけれども、最初から区域内、区域外はそうだったからとおっしゃいますが、道路の一部なんですね、幾ら三角の部分にしても。そこで企業庁と交渉をされたのか、ちゃんと。そうになっているから、こちらはやらなきゃということでやられたのか、交渉をされたのかお伺いをしたいと思います。

それから、あとこの地価の決め方なんですけれども、市にはいろいろルールがあると思いますが、この地価について愛西市のいろんな協議会なり審議会なりとかあると思いますが、こういうものを決定するに当たっての標準的なプロセスについてお伺いをしたいと思います。こういったときはこういったプロセス、こういったときはこういったプロセスというのがあると思いますが、そういったものをお聞かせ願いたいと思います。

それから、もう1点お伺いしたいのは、昨日、何の式典か忘れましたが、横井県議のほうから日光川右岸堤の道路整備の話が出てきておまして、これはこの企業団地のほうにアクセスするような道路なのか、その辺ももしかしてお聞きになっているのであればお聞かせをいただきたいと思います。

それから、文化会館のアスベストの工事についてですが、法令にのっとってとかいろいろおっしゃいますが、じゃあ、本庁舎については法令とかガイドラインとかにのっとらなかったのかという話になってしまって、具体的に法令とかガイドラインがあっても、どこでどんなチェックをかけていくのかというのが重要になるわけです。そういった面で、本庁舎をやるときだって法律もあり、国のガイドラインもあり、さまざまなものがあってもかかわらずいろんな問題が起きております。そういった関係で、市はどの段階でどうかかわりながら安全な工事、正確な工事、市民に迷惑のかからない工事を確保していくのか、その点についてお伺いをしたいと思います。以上です。

#### ○市長（日永貴章君）

それでは、最初に私から予算編成についての説明をさせていただきます。

議員も御承知のとおり、予算編成につきましては、積算根拠や進め方など、しっかりとできるだけ確定をしてから予算編成、または補正についても計上するようということにさせていただいております。今回、当初予算に上がらなかった部分につきましては、当然そういったも

ので、まだ準備が整っていなかったということで当初予算には計上しておりません。その結果、この6月議会でしっかりと議員の皆様方に説明ができる準備ができたということで計上させていただきます。今後につきましても、安易な補正予算計上はしないと、しっかり必要であるかどうか吟味しながらやっていかなければならないと思っておりますので御理解いただきたいというふうに思います。以上です。

#### ○市民協働部長（猪飼 明君）

LEDの関係の再質問でございます。公募というふうに言ったのにそういった業者はあるかというお話でございます。

他市では、既に弥富市さんとか蟹江町さんで実施をしているところもございます。それらの市がどのくらいの応募があったかちょっと調べてはおりませんが、現在の愛西市のほうでも、この事業に対して調査と取りかえ工事一体のグループ化というふうに計画しておりますが、3グループほどの問い合わせはあります。これが公募ということになりますと、3グループ以上は確実に来るんじゃないかなというふうに期待しております。

それから、10年だから金利はどうだということですが、金利分はメンテナンス分がここに含んでいる関係があります。10年リース分についての金利は1.5%を見込んでおります。それから10年で、単年度でやるよりどちらが得かというお話ですが、先ほどもお話ししましたように国の補助メニューがございまして1,500万補助金が対象になります。単年度でやればそれつかないという関係がありましたので、10年のメンテナンスつきリース方式を採用させていただきました。以上です。

#### ○企画政策部長（山内幸夫君）

私からは、総合計画の委託先ということでお答えをさせていただきますが、指名型のプロポーザル方式で決定をしたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

あと、委託先の内容へのかかわり方でございますが、大きく分けて3つあると考えております。1つは審議会ですとか策定委員会等のそういった会議の前への出席のお願いをしたいのと、あとアンケートですとか今のヒアリング等がありますので、そういった場合の調査業務ということと、あと基本構想だとか個別の基本計画ですね、こういったものの策定業務に携わっていただくというような予定をしております。以上でございます。

#### ○子育て支援プロジェクト担当部長兼児童福祉課長（伊藤辰明君）

私のほうからは、ICT化、今回補正をするわけですが、ほかにも保育の質の向上である中で優先順位はどうかという御質問、1点目でございますが、保育の質の向上のために、議員がおっしゃられるように、市独自で国基準より厳しい保育士配置基準を設定しておる自治体もございます。その場合は、国基準を超えた配置基準に対し、自治体は何らかの上乗せの助成も必要かと思えます。現在愛西市では、運営費の助成を市単独でもさせていただいております。また、こういった国の基準よりもより余裕のある厳しい配置基準を設けることに関しましては、市独自の配置基準を設けるといっても、国にその現状が則していないという、こういった基準の見直しを働きかけてまいりたいと思っております。それで、今回ICT化に取り組みせてい

ただ、要因としましては、国4分の3の助成がされるという、市は4分の1でございますが、4分の3補助されるので実施をさせていただきたいというものでございます。

2点目の放課後子ども教室を実施していただきましたところにつきましての活用の検討、学校教育との検討でございますが、放課後子ども教室を実施しておりますのは、佐屋西、八輪、北河田、西川端、4小学校で実施をされておりました。この児童クラブの27年4月1日と28年4月1日の登録の増加を見ますと、佐屋西が7名、八輪が4名、北河田3名、西川端が1名、これはあくまで4月1日の比較でございますが、多いことは多いんでございますが、この増の中で既存の施設内で対応をできるというふうに私どもは判断しておりますのと、学校部局と確認をしましたところ、現在、その放課後子ども教室で使っていた教室については、別に活用をされているというふうに伺っております。以上です。

#### ○産業建設部長（恒川美広君）

まず、国の交渉をされたかということでございますけれども、これは先ほども言いましたように地区内、地区外という取り決めの中で決まったわけでございまして、これはあくまでも地区外ということで市のほうで買収を行うということでございます。

あと地価の関係で決め方でございますけれども、26年度までは確かに市街化調整区域と、あと佐屋、佐織、八開、立田という、おのおの固定した単価がございました。しかし、27年度庁舎統一の折に、不動産鑑定による決め方となったわけでございます。

あと防災道路の関係でございますけれども、そういう話は私ども聞いておりません。

#### ○教育部長（石黒貞明君）

チェック及びどの段階でどのような交渉してということでございますけれども、工事に関しましては工事管理業者が入りますので、施工業者が決定次第、当然詳細な打ち合わせが必要となりますので、そこで囲い込みとか封じ込み、解体、除去、工法等のチェックというのかを決めていきたいというふうに考えております。以上です。

#### ○議長（大島一郎君）

じゃあ、次に行きます。

7番・山岡幹雄議員、どうぞ。

#### ○7番（山岡幹雄君）

それでは、議案第40号：平成28年度愛西市一般会計補正予算につきまして、歳入歳出の質問をさせていただきます。皆さん質問されましたので、少し割愛して質問させていただきますのでよろしくお願いいたします。

まず歳入の部でございますが、歳入、13款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、3節総務費補助金の二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金のこれ、事業の内容は大体わかったんですが、この事業の内容で実際歳出のほうにもありますが、LEDを行うということで、これは各町内のほうの二酸化炭素抑制ということで国の補助金を利用されるんですが、市の公共施設にも防犯灯等もあるわけですが、そういう公共施設の街路灯につきまして市はどのように考えられるか、一緒にされるかどうかお尋ねさせていただきます。

次に、14款県支出金、2項県補助金の7目消防費県補助金、2節消防費補助金の関係で、これも皆さん御質問されてみえると思うんですけど、消防団の加入促進事業費補助金ということで県の補助事業がございまして、はっぴ等もやられるわけですが、この事業の内容でございまして、大体わかったんですけど、実際報道関係にもありますように、いろいろ町内の市内の飲食店の割引制度とかそういうのがあるわけですが、そういうふうに活用できるかどうかお尋ねいたします。

次に、歳出のほうに移らせていただきます。

2款総務費、1項の総務管理費、10目の企画費の報償費で総合計画を作成するに当たりまして、数名の方に報償費を払うわけですが、この方々をどのように選出されるかお尋ねいたします。

次に、2款総務費、1項の総務管理費、15目防犯費、13節のLED照明導入調査委託料の関係で、これも皆さん質問されてみえるんですけど、LEDを照明にすると電気料がどれほど減額になるか、これは調査の関係で委託料が出ておるんですけど、実際総代さんはほとんどその場所は把握してみえると思うんですけど、総代さんを通せば、委託料は減額になると思いますが、そういうことを考えられたかどうかお尋ねいたします。

次に、3款民生費、2項児童福祉費、4目の児童管理費、15節の工事請負費の中で数名の方も御質問されてみえるんですけど、佐屋の児童クラブの整備工事につきまして児童数が増加したということとございまして、今後、実際こういう整備計画、佐屋小学校のほうで施設のほうをお借りしてやられるということですが、児童数がふえた場合、そういう今後計画を持ってみえるかどうかお尋ねします。

以上、よろしく申し上げます。

#### ○市民協働部長（猪飼 明君）

まず、私のほうからは、歳入の二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金のというところの中で、LEDを市内公共施設内の防犯灯というか電灯を取りかえるかというお尋ねだと思いますけれども、町内が持つてみえる道路上の防犯灯、それから道路上にある市のもともと管理をしている道路灯、それを対象にしますので、公共施設内にある、例えば玄関先であるとか、そういったものは今回は対象にしておりません。

それから、同じく歳出のほうでLED関係でお尋ねです。

電気代がどのくらい減るかというお尋ねでございまして、防犯灯での電気料で試算させていただきます。市と町内管理の合計で4,200万円支払っておったものが1,700万円となり、2,500万円ほどの減額になります。率で言うと60%の削減ができるということとございまして。

それから、調査の内容につきましては、防犯灯、道路照明灯の位置情報について、中部電力との整合性を図りながら現地調査を実施しまして、防犯灯、道路照明灯の台帳を作成し、データベース化を行うものでございまして。

それから、総代さんが地元のことをよく知ってみえるから調査に参加してもらったらどうかというお尋ねですが、LEDの照明導入調査事業につきましては、現地の調査だけではなく、

LED照明導入計画を補助のメニューの中で作成する必要があります。総代さんをお願いすることは全てをお願いすることは難しいかと思いますが、この事業でプロポーザルで業者選定をするわけですが、調査方法の中で総代さんをお願いする業者はあるかもしれないということになります。以上です。

#### ○消防長（足立信夫君）

私からは、消防団加入促進事業は平成28年度愛知県が新規に行う事業でございます、昨年11月に施行しました愛西市消防団応援事業設置要綱につきましては、こちらの飲食店でございますけれども、別の事業でございますので補助金の対象ではございません。以上でございます。

#### ○企画政策部長（山内幸夫君）

総合計画審議会の委員構成につきましては、学識経験者1名、市内の各種団体の代表者15名、あと市民公募から4名ということで、合計20名ということで考えております。

#### ○子育て支援プロジェクト担当部長兼児童福祉課長（伊藤辰明君）

児童数が増加した場合の整備計画の御質問でございます。

今回、佐屋児童クラブは整備工事を実施させていただきますが、今後、ほかの各児童クラブにつきましても、利用児童の増加は見込まれますが、この増加の割合から判断しまして、現時点におきまして他の児童クラブにつきましては、既存施設内の有効活用で利用の児童受け入れは可能と考えておりますので、今のところ整備計画は立てておりません。以上でございます。

#### ○市長（日永貴章君）

山岡議員の先ほどの児童クラブの関係でございますけれども、現状、皆様方御承知のとおり、かなり多くの児童の方に通っていただいております、今の既存施設ではかなり厳しい状況だということをお我々は認識をしております。今後、学校自体の児童数は減少が見込まれますけれども、そういったことも視野に入れながら、学校とも調整をとりながら、できる限り児童・生徒の方々によりよい児童クラブで使っていただけるように検討していかなければならないというふうに考えております。以上です。

#### ○7番（山岡幹雄君）

二酸化炭素の抑制事業の関係でLEDにされたということで、国のほうは二酸化炭素抑制ということですので、市の考えが、ちょっと言われた市道路上に市の防犯灯があるということで、実質市が管理をしておるということであれば、公共施設にも、小・中学校、いろんな街路灯があると思うんですが、それらの公共施設、また私有地、私有地にも防犯灯が立っておると思います。各町内の公民館とか神社、あと道路の占用の関係で、これは今回委託料の中にそういう調査も行うのか、その関係をお願いいたします。

それと児童クラブ、市長が言われましたので、生徒がやはりいろんな形で夏休み、冬休みが有効に使えるようにほかの施設もこういう増員になった場合、そういうことをやられるかどうかお尋ねいたします。

あと総合計画の中で回答がございましたが、やはり年齢とか男女、先ほど各種団体と言われ

たわけですが、その団体がどういう団体かわかりませんが、やはり10年間で計画されるわけですので、年齢とか男女の割合、どのように計画があるのかお尋ねいたします。

○市民協働部長（猪飼 明君）

防犯灯のLED化についての再質問でございますが、先ほど言いましたように、市の公共施設内に電灯があるのは承知しておりますが、今回につきましては、市民の往来する場所、それが道路上というようなことでございますので、宅地内にあるというような照明灯というものは対象にしておりません。

それから、そういった往来する道路上であっても、おっしゃられました私道、私有地も道路とみなしておりますので、それは対象にさせていただきます。以上です。

○子育て支援プロジェクト担当部長兼児童福祉課長（伊藤辰明君）

先ほど市長が答弁をされましたように、他の施設につきまして児童の減少に伴う学校の状況等を学校部局と検討しながら対処してまいりたいと思います。

○企画政策部長（山内幸夫君）

総合計画の委員の件でございますが、年齢、男女ということでございましたが、特に男性何人、女性何人という決め方ではないんですが、なるべく若い方に参加をいただけるような形で行っていきたいというふうに思っております。

○議長（大島一郎君）

他に質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第8・議案第41号（質疑）

○議長（大島一郎君）

日程第8・議案第41号：平成28年度愛西市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可します。

11番・河合克平議員、どうぞ。

○11番（河合克平君）

では、議案第41号の平成28年度愛西市国民健康保険特別会計補正予算について質問をいたします。

こちらの8ページにある国民健康保険制度関係事業準備事業費127万5,000円ということで、説明のときには経営の統合ということも含めてそのシステム化を図るためだということでお話がありましたが、具体的にどういったシステムの改修になるのかというのがお伺いしたくて質問いたします。

まず、この改修というのは収納管理等もできるものなのか、また市の賦課決定状況の内容もできるものなのか、それから資産割がもしなくなるかもしれないという、将来的になくなった

ときにも、このシステムが使えるものなのか、また減免を拡充するといったときにこういったシステムもあわせて改修ができるような多面的な改修の状況になっているのかについてお伺いをいたします。

また、今回の補正予算の中で準備ということが出ておりますが、県への納付金という、国民健康保険の納付金ももし今の時点でわかるようなことであればお伺いしたいです。以上です。

**○健康福祉部長兼福祉事務所長（水谷辰也君）**

それでは、お答えをさせていただきます。

大きくシステムの話と納付金の目安という点だったと伺いました。総括してお答えをさせていただきますが、基本的に今回の補正の内容と申しますのは、県がいわゆる納付金の算定を行うに当たっての作業をするための準備ということでございます。具体的に申しますと、まず県から、この10月ごろと聞いておりますが、国から納付金の算定標準システムというのが配付をされるそうでございます。その配付がされた後に、県のほうでいろいろな納付金の算定も含めた作業が行われるわけでございますが、その作業を行うために必要な各市町村の国保の情報を、うちで言いますと愛西市の国保のシステムを介して情報提供をする、そういう部分の既存のシステムの改修でございますのでよろしくお願いをいたします。

**○11番（河合克平君）**

納付金の件は、お金がわからないということで答弁なしということでもいいですか。

**○健康福祉部長兼福祉事務所長（水谷辰也君）**

済みません、総括的なお答えで申し上げましたので、個々具体的にということではなくて申しわけなかったんですが、納付金につきましては、前段お話ししましたように10月以降、県がそれぞれの市町村のデータをもとにはじくという段階でございますので、現在はそういった金額についてはわかっておりません。

それから、さまざまないわゆる収納管理、あるいは賦課決定、減免の拡充についてシステムでできるのかということでございますが、これは既存のシステムの情報提供の部分だけの今回は改修でございますので、単独でシステムを立ち上げるというものではございませんので、当然このお尋ねの件については既存のシステムでの対応となるということでございます。

**○11番（河合克平君）**

わかりました。

では10月に出るということもあるんですが、そんなこともわかりましたが、では、県に情報を提供するためのシステムだというお話でしたが、個人情報も含めて提供されるのか、総括的に何人で幾らというような形で提供されるのか、そういう提供される内容について、おわかりになれば教えてください。

**○健康福祉部長兼福祉事務所長（水谷辰也君）**

その細部にわたっては、当然仕様書がまだ私どものほうに届いておりませんので、具体的なデータの種別、方法等については現在お答えすることができません。

**○議長（大島一郎君）**

他に質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第9・議案第42号（提案説明・質疑）

○議長（大島一郎君）

次に、日程第9・議案第42号：愛西市役所佐織支所整備工事契約の締結についてを議題とします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○総務部長（佐藤信男君）

それでは、議案第42号：愛西市役所佐織支所整備工事契約の締結について、御説明いたします。

下記のとおり愛西市役所佐織支所整備工事の契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び愛西市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものであります。本日提出、市長名であります。

記といたしまして1．契約の目的、愛西市役所佐織支所整備工事。2といたしまして、契約の方法、一般競争入札。3といたしまして、契約金額2億7,961万2,000円。4といたしまして、契約の相手方として愛西市日置町河平18番地、福岡・ワシノ建設工事共同企業体。5といたしまして、契約の工期、契約日の翌日から平成29年3月15日まででございます。

提案理由につきましては、愛西市役所佐織支所整備工事契約のために必要があるからであります。以上です。

○議長（大島一郎君）

次に、議案第42号について質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

[挙手する者あり]

河合克平議員。

○11番（河合克平君）

では、42号について質問をいたします。

まず契約の金額なんですが、一般競争入札ということですが、入札予定価格からするとどのくらいで契約がされたのかお伺いをいたします。何%くらい安くなったか、幾らくらい安くなったかということがわかれば教えてください。

あと市庁舎のときにもあったんですが、工事の人件費や物価高騰によって上がる可能性というのは、今後また出てくる可能性もあると思うんですけども、それらのことについてどういう予定で押しているのか。また工期、工事の内容について、これによると請負価格は落札価格によらなければならないと書いてあるんですが、変更がされるような場合については、どのようなことになるのか。事前に議会への、また全員協議会等も含めて報告をいただけるのかど

うか、その3点について教えてください。

○総務部長（佐藤信男君）

まず1点目の金額の関係でございますが、率といたしまして98.11%でございます。

それから、物価とか人件費の上昇に関してでございますが、今のところそういったものは考えてございません。

それから、今後の工事の変更とかそういったものでございますが、見込みでございますが、アスベストの工事関係もございますので、変更工事につきましては、変更契約を含めまして変更があるというふうに考えておりますので、今後そのタイミングを見計らって報告等させていただく予定をしております。以上です。

○11番（河合克平君）

そうしますと、アスベストの工事をしていく中で、この金額が増額される可能性があるというふうに理解すればいいでしょうか、その件をお願いします。

○総務部長（佐藤信男君）

現在の予算のほうは、アスベストがかなりの量が見込まれるというふうに予算を組んでおりますので、見込みといたしましては減額の予想をしております。以上です。

○議長（大島一郎君）

他にありませんか。

〔挙手する者あり〕

吉川三津子議員。

○2番（吉川三津子君）

それでは、ちょっと数点質問をさせていただきます。

先ほど文化会館については、それほど今までの工事と変わらないような答弁がされてきたわけですけれども、今回いろんな質問の中でチェックリストをつくったりとか、検査部局ができたりとかさまざまな変更、庁舎内でそういった役割の方ができてきているわけですが、この佐織の工事において、今までと何が具体的に変わるのか、そしてそういったものが契約の中にどう含まれるのか。やはりプロセスが変われば、違反した場合のペナルティーとか、それからこうした場合にはこうしてくださいとか、そういった仕様についても変わってくるのではないかなというふうに思われるわけですが、その辺今までとどう変わるのか教えていただきたいと思っております。

○総務部長（佐藤信男君）

体制ということでございますが、御存じのとおり、この4月から組織機構の見直しがあることによって、従来とは若干内容が変わってはきております。ただ、チェック体制といいますか、そういったものに関しましては従来よりはいろいろな御指摘をいただきまして、法のもと、適正に進めていきたいというふうに考えております。仕様書の関係につきましては、済みません、ちょっと担当のほうからまた報告させていただきますので、よろしく申し上げます。

○都市計画課課長補佐（浅野浩司君）

工事に当たりまして、管理につきましては設計事務所が入りますし、発注者側からも管理をしていきます。その中で仕様書、いろいろ県の仕様書、国の仕様書、そういったものがございしますので、そういった中で適正な管理が行っていきけるようにもちろんしていく予定でございます。この内容につきましては、今整備のほうをしておりますので、それに倣って工事の管理のほうをしていきたいと。その内容については、また変更のほうにも反映していきたいと考えております。以上でございます。

**○2番（吉川三津子君）**

いろんな支払いのときにでも、やはりそれが契約に準じた支払いになっているのかといったチェックというのも今回本庁舎の工事の中では不十分だったなというふうに感じているわけです。そういった部分で支払いのところでチェック体制というのは、今までのままなのか、何らかの改善がされているのか、その点について確認をさせていただきたいと思います。

**○総務部長（佐藤信男君）**

先ほど答弁させていただきましたが、財政課のほうで従来に増してチェック体制のほうを強めていきたいと考えておりますので、そちらのほうでチェック体制を進めていくと考えております。以上です。

**○議長（大島一郎君）**

他にありませんか。

[挙手する者あり]

山岡幹雄議員。

**○7番（山岡幹雄君）**

今回の議案第42号につきまして、若干ちょっと質問させていただきます。

今回、JVというか2者、受注者、福岡・ワシノという形で愛西市内の業者が共同に工事されるということで、わかる範囲内で結構ですが、この議案第42号の資料2の中にそれぞれの工事が、あと施設等もあるんですが、僕わからんで聞くんですけど、この2者がやられるということは割り振りか何かされるのか、一緒に工事をやるわけじゃないもんですから、そういうことをどのように調整してやるのか、お話をされてやるのか、ちょっとその点1点と。

あと、それに基づいて今回契約をされてみえるわけですが、実質2億7,961万2,000円という契約金額があるわけですが、この2者共同でやられて、支払いはどういう形でされるのか、この共同企業体にそれだけ払われて、それぞれ案分にしてやられるのか、その辺ちょっと教えてください。

**○都市計画課課長補佐（浅野浩司君）**

佐織庁舎の工事に関しましては、2者のJVということですので、このJVにつきましては、まず代表者というのと構成員という形でそれぞれかわることになります。代表者につきましては福岡建設、構成員がワシノ建設、それぞれ出資比率が60%と40%になっております。その中で工事のほう、支払いのほうにつきましては、その工事にかかわった内容といいますか、その相応分を工事契約金額の中から支払いされるというような形になるかと思っております。以

上です。

○7番（山岡幹雄君）

答弁漏れですけど、仕事の内容は割り振りされるんですか。

○都市計画課課長補佐（浅野浩司君）

仕事の割り振りにつきましては、このJV、共同企業体の中でやられるということになりますので、市のほうが割り振りをするものではございません。

○7番（山岡幹雄君）

今御答弁の中で割り振りはされないということですが、あとメンテナンスではないんですけど、施工後にいろいろ諸問題が出てきたときに、責任問題6・4という形で福岡さんが6ですかね、そういう形でどこが主で責任をとってやられるか。実際、問題が起きたときにやはり役割分担を多分されると思うんですけど、その辺の管理を市がどういうふうにするか。あとこの工事を契約するに当たりまして、すぐ南側に中央公民館がございます。実際11月のイベント、文化祭等も多分計画されてみえますし、敬老式も行われます。駐車場の施設もないもんですから、その辺の整備のほうもこの工事のほうに依頼してやるわけですが、その辺の管理体制なんかはどのようになっておるかお尋ねいたします。

○都市計画課課長補佐（浅野浩司君）

工事の役割分担ということになりますと、当然工事を着手する前にそれぞれの各種計画等を出してどのようにかかわっていくかというのを出されますので、それに基づいて発注者、工事管理者は管理をしていくという形になります。

あと、具体的に工事に当たりまして公民館への影響、保育園への影響というのも少なからずありますので、これについては工事をきちっと明確に動線等を分離することによって安全確保を図っていきたいと考えております。工事を進めていく中でいろいろ各種、問題や課題が出てくるかと思えます。そういった中では適宜打ち合わせ等で、工事請負者を含めて打ち合わせ等、協議をしっかりと対応していきたいと考えております。

〔挙手する者あり〕

○議長（大島一郎君）

加藤敏彦議員。

○9番（加藤敏彦君）

議案第42号についてお尋ねいたします。

一般競争入札で決定されておりますけれども、入札に公募された業者数は何件ぐらいあったんでしょうか。

それから、アスベストの状況について、かなりというふうに答弁がありますが、事前の調査というような状況でしょうか、説明願いたいと思います。

それから、工事のスケジュールですね、補正の関係で12月上旬には新支所の窓口で業務開始をという答弁がありましたが、どのようなスケジュールで予定されているのかお願いをしたいと思います。

○総務部長（佐藤信男君）

まず競争の業者でございますが、全部で4者でございます。

それと状況ですけれど、現在アスベストの関係の調査に入っております。その結果が出たところでまた判断をしていきたいと考えております。

それから、今後の工事スケジュールでございますが、工事のほうは、第1期、第2期、第3期というように大きく分けまして、第1期のほうは7月から11月下旬まで増築と、それから既存棟の建物の部分の改修でございます。第2期工事といたしまして、もともとの庁舎のほうの解体を12月の初めから2月の中旬までを予定しております。第3期工事といたしまして、1月の中旬から3月の中旬において附属棟の解体とか外構の工事、そういったものを予定しております。以上です。

○9番（加藤敏彦君）

入札の公募の業者数は4者ですが、先ほどは福岡・ワシノジョイントベンチャーで落札ということですが、業者名とか、市内の業者、市外の業者、その点について説明いただきたいと思っております。

それから、アスベストのことなんですけれど、現在調査中というのは、予算としてこの工事を提案しているので、事前にアスベスト調査をやって、その工事方法とか費用とかを含めて提案すべきものではないかと思うんですけれども、なぜ調査中になっているのか、ちょっと納得がいかないんですけれども、説明を願いたいと思っております。

○総務部長（佐藤信男君）

まず、入札の関係ですけど、業者といたしまして、ほかの3者ですけど、サシヨシ・佐藤建設共同企業体というところ、それから大藤建設・加東建設共同企業体、それから河村・大栄特定建設工事共同企業体ということで、市内・市外を含めての業者となっております。

続きまして、アスベストの関係ですけど、設計段階で吹きつけ剤については調査のほうは済ませております。その結果では、アスベストは含まれていないという結果は出ておりますが、その他の建材については調査対象の建材リスト、そういったものを作成した上でないと、今後様子を見ながらじゃないとやれないということもございまして、現在の状況に至っております。以上です。

○議長（大島一郎君）

他にありませんか。

[挙手する者あり]

大野則男議員。

○8番（大野則男君）

私のほうから一つ御確認をさせていただきたいんですが、今回、福岡・ワシノJVでやられる金額ベースも提示をされておられる、この佐織庁舎、この内容を見させていただきますと、解体した後の工事、舗装、外構工事含まれておりませんが、今回の佐織庁舎の整備工事の費用ベースはお幾らほど見込んでおられるのかお尋ねをしたいと思います。

○都市計画課課長補佐（浅野浩司君）

佐織庁舎の整備につきまして、解体後につきましては舗装のほうを見込んでおります。あと、増築する箇所、支所として整備する箇所の周囲についての外構等の整備は設計の中で見込んでおりますので、状況としましてはある程度外構のほうは整備ができると考えております。ただ、周囲の既存の建物が一部残るところがございます。こういったところについては別途工事費をちょっと精査しなければならないということもございますので、費用については今の段階では、申しわけないですが申し上げられません。以上です。

○議長（大島一郎君）

他にありますか。

[挙手する者なし]

他に質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第10・委員会付託について

○議長（大島一郎君）

次に、日程第10・委員会付託についてを議題といたします。

本定例会に議題となっております議案第34号から議案第42号につきましては、会議規則第36条第1項の規定により、それぞれの所管の常任委員会へ付託をいたします。

なお、常任委員会に付託の議案等は、本日配付いたしました委員会付託議案一覧表のとおりでございます。

また、常任委員会の開催日時は、先般配付いたしました会期予定表のとおり行いたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（大島一郎君）

以上をもちまして、本日の全日程を終了しました。

次の継続会は6月22日午前10時より再開しますので、よろしくお願いいたします。

本日はこれにて散会といたします。

午後2時59分 散会

